

平成23年第8回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年12月6日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君

ケーブルテレビ放送センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	塚原富太君	環境総合推進室長	星康美君
学校教育課長	川和なみ子君	生涯学習課長	小川一好君
農業委員会事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	板橋了寿
書記	岩村照恵	書記	北條清

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第8回那珂川町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります

ので、ごらんいただきたいと存じます。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、橋本 操君、及び12番、鈴木和江さんを指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から7日までの2日間としたいとおもいますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から7日までの2日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（川上要一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、諸般の報告を私からさせていただきます。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりであります。主なるものを申し上げます。

最初に、南那須地区広域行政事務組合議会関係を申し上げます。

9月30日に第4回南那須地区広域行政事務組合議会定例会が開催され、条例の一部改正議案、平成22年度一般会計及び病院事業会計の決算の承認・認定が審議されましたが、原案のとおり可決・認定されました。

なお、平成22年度の決算額を申し上げますと、一般会計が32億4,584万円、病院事業会計が25億9,048万円となっております。

問題とされるのは、病院事業会計における純損失額であり、いわゆる赤字額が7,143万円と大幅に増加したことであります。その要因は、看護師不足により、平成23年1月から療養病棟を休止したため、入院収益などが減少したためであり、これまでの未処理欠損額、いわゆる累積赤字は6億424万円と膨大な額となりました。さらなる病院経営の体質改善が必要と感じております。

11月9日から3日間、福井県敦賀市の民間最終処分場問題に関する現地調査を実施しております。処分場の管理が不適正で放置されていたため、安全管理のための措置を福井県が代執行し、敦賀市負担分のうち、排出した60団体に負担金を敦賀市から請求されており、南那須地区広域行政事務組合では1億6,196万円となっております。長年の懸案事項でありますので、お互いにさらに協議を重ね解決しなければならない問題と考えます。

11月28日に、第5回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会が開催され、条例の一部改正、平成23年度一般会計及び病院事業会計補正予算、負担金の額及び負担の変更の4議案が審議され、原案のとおり可決されました。

これまで、販売収益の一部となっていた「し尿処理施設」での乾燥汚泥が、放射能の影響で逆に処理費用が必要となり、今回450万円の予算が計上されました。また、単年度で計画されていた広域消防の再編に伴う那須烏山消防署の敷地造成工事が2カ年の継続事業とすることになりまして、来年度分として8,761万円が減額されました。

次に、栃木県町村議会議長会関係ではありますが、10月11日、議員全員を対象とした研修会が宇都宮市で開かれ、「日本政治の課題」「東日本大震災と日本経済の行方」などの講話を受講いたしました。

11月2日に、議長会議及び研修会が宇都宮の自治会館で開催されまして、私が出席いたしました。平成22年度決算認定、来年度の負担金などを協議いたしました。

次に、議員全員による行政調査ではありますが、11月17日から18日にかけて、宮城県栗原市と秋田県美郷町を調査いたしました。

宮城県栗原市では、栗駒総合支所の木造庁舎を視察しましたが、現在、進めている本庁の庁舎建設の参考になるものと考えます。

また、秋田県美郷町では、まちづくり計画、施策などで意見を交換いたしました。特に美郷町の健康生活の推進施策に対する町民の意向調査では、町民全体の満足度が87.2%と

非常に高く、どのような施策が町民に満足感を与えているのか、具体的な調査をしてみたいと感じさせられました。また、公共施設では、健康秋田国体でバドミントン競技の会場となった総合体育館「リリオス」などを視察しました。皆さんご承知のとおり、秋田県美郷町とは、まほろば太鼓と菖蒲太鼓が毎年交流を続けており、町としても職員をお互いに派遣するなどしております。議会といたしましては、合併後、初めての訪問でありまして、執行部からは町長も同行されましたが、今後、いろいろな面でさらに交流の輪が広がることに大いに期待しているところでございます。

次に、他県からの議会関係の調査であります。10月5日に、福島県川俣町議会運営委員会が来町いたしまして、予算・決算審査時の特別委員会の設置について意見交換をいたしました。

11月15日には、大阪府豊能町議会が来町いたしまして、協働のまちづくりについて意見交換をいたしました。

11月28日には、新潟県妙高市議会が来町いたしまして、イノシシ肉加工施設、また温泉トラフグの養殖施設を調査いたしました。なお、妙高市は、大規模なエビの養殖に取り組んでおりまして、「妙高ゆきエビ」のブランドで成功を収めております。

次に、各常任委員会の所管事務調査が終了し、各常任委員長から調査結果の報告がございましたので、その概要を報告いたします。

10月26日、27日にかけて、教育民生常任委員会の所管事務調査として、長野県下條村と松川村を調査いたしました。

下條村では、人口4,100人ほどの山間の村でありながら、出生率が2.04ということで有名で、若者専用の村営住宅の整備、保育料の引き下げ、高校生まで医療費の無料化に取り組んでいるとのことでございます。若年層の流出を食い止め、他市町からの流入もありまして、人口は横ばいで推移している村でございます。那珂川町は、合併して6年が経過いたしましたが、この間で1,600人ほど人口が減少しておりますので、本町においても、若者定住対策や子育て支援策などをさらに充実させる必要があると考えます。

松川村では、全国的に有名な「ちひろ美術館」を視察しております。

10月31日、11月1日にかけて、総務企画常任委員会の所管事務調査として、埼玉県宮代町と群馬県東吾妻町の木質バイオマス発電所を調査し、私も委員の一人として参加をさせていただきました。

宮代町では、国内最大級の木造役場庁舎の調査で、各種団体長、議員等で構成する新庁舎

建設基本計画策定委員会で協議いたしまして、「町の原風景に調和したもの」「町民に愛されるもの」「農のあるまちづくりにふさわしいもの」とのことから、木造構造の庁舎とすることとしたようでございます。木造総2階建てで、床面積が4,242平方メートル、総事業費13億7,000万円であります。オープンスペースを広くとりまして、非常に明るく、木のぬくもりを感じさせられる庁舎でございました。現在、進めている本町の庁舎建設に参考になるものと考えて帰ってまいりました。

東吾妻町の木質バイオマス発電所は、木質チップを活用した発電所で、ことしの9月営業運転を開始し、一般家庭ですと2万4,000世帯の年間使用量を発電するとのことでございます。騒音や排煙も少なく、環境に配慮したクリーンな発電所でありました。原子力発電の問題で電力不足が危惧されていますが、それを補う発電システムの一つとして期待されるものと考えます。

11月24日から25日にかけて、産業建設常任委員会の所管事務調査として、徳島県上勝町及び高知県四万十市を調査いたしました。

上勝町は、人口約2,000人で、高齢化率は49.5%の山間の町であります。昭和56年から高齢者や女性でもできる仕事はないかと始めた「葉っぱビジネス」で成功いたしまして、全国的に非常に有名な町でございます。今では全国の市場で販売されまして、中には販売額が1人年間1,000万円を超える方がいるとのことでございます。本町においても、高齢の方が楽しみながら収入を得られる事業も模索する必要があると感じております。

また、四万十市では、「日本三大清流」「日本最後の清流」とされる四万十川を調査いたしまして、河川の増水時に水没してしまう沈下橋を視察したようでございます。現在、新那珂橋の架けかえが課題となっておりますが、経費が安く済む沈下橋も検討に値するというところで帰ってまいりました。

各常任委員会とも実りある所管事務調査となったようでありますので、今回の調査で得られた事項を今後の本町のまちづくりに生かしてもらいたいと思います。

以上、主なるものを申し上げまして、諸般の報告といたします。

行政報告

議長（川上要一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第8回定例会にご出席を賜り大変ありがとうございます。開会に当たり、行政報告を申し上げます。

国においては、先月、TPP交渉参加に向けて関係国と協議に入る旨の声明を出しました。TPPの最大の目的は、多国間の貿易自由化であり、関税を撤廃することではありますが、TPP参加は、農林業を主産業とする那珂川町にとって、大きなダメージをこうむり、農業経営に支障を来すものと懸念されております。

さらに、医療分野においては、病院の株式会社化や国民健康保険制度の縮小を招き、医療サービスの質の低下や医療費の高騰を招く可能性があるかと予想されております。

このような中、那珂川町では、若者が働ける場所を確保するための企業誘致を積極的に行っておりますが、おかげさまをもちまして、平成23年度から施行されております企業立地促進条例による助成措置が功を奏し、新企業が進出しております。

本年7月に工場を閉鎖し、廃工場となった加ト吉水産株式会社栃木工場跡へ、11月1日、「株式会社タテヤマ」という創設したばかりの新しい会社の立地が決まりました。

株式会社タテヤマは、即席ラーメンの製造会社で、一等米の米粉を30%まぜためん、他社ではつくりえない商品の製造を目標としております。資本金は500万円、正社員は10名、パート社員8名を募集中で、将来は35名体制で生産の予定であります。現在、生産ラインの確認作業等を行いながら、本格稼働を目指しています。創業したばかりの株式会社タテヤマに期待をしているところであります。

また、県北木材協同組合が旧馬頭東中学校跡地に進出が決まり、現在、製材所施設の整備を進めるとともに、従業員の募集を進めているところであります。

9月15日には、大平工業団地内に進出したさくら乳業工場が開業式を行いました。今後も若者が那珂川町に就職できるよう、より一層企業誘致に力を入れていく所存であります。

さて、メディアの影響もあり、11月から12月にかけて、温泉トラフグやイノシシ肉加工施設などの視察来町者が多く、那珂川町をPRするには絶好のチャンスでした。今後とも、さらなる誘客を図るため、観光情報の提供、産学官連携による特産品の開発などに力を入れていきたいと考えております。

次に、11月6日、総合体育館で、全国から600人を超える選手の皆さんをお迎えし、第24回全国スポーツ・レクリエーション祭3B体操大会を開催しました。

この大会には、那珂川町の選手20名と指導者3人、保育所、幼稚園児及びその保護者が56組、そしてアトラクションとして馬頭東小の祝い太鼓の児童24人が参加しました。また、一般町民も154人が見学し、総合体育館の駐車場では、那珂川町特産品の物産展や、そばすいとんのふるまいコーナーも設けられ、にぎわいを見せました。

この大会を機に、3B体操がますます普及し、町民が積極的に参加できるスポーツレクリエーション活動の充実が図られるものと期待しております。

また、11月27日には、山村開発センターを会場に、第30回記念ゆりがねマラソン大会を開催し、町内外から572名が参加しました。シドニー五輪日本代表マラソンランナー川嶋伸次氏をお迎えし、親子ペアの部などに出場され、また、マラソン終了後、スポーツ教室などを開催し、好評を博しました。

さて、12月3日の下野新聞に「本県イノシシ肉出荷禁止、国判断に疑問と不安」と題する記事が掲載されました。イノシシ肉の放射能検査につきましては、8月以降、全頭検査を行い、国の基準値を下回った肉のみ出荷しているところでございます。しかし、国は、すべてのイノシシ肉の出荷を当分の間、差し控えるよう要請するとしており、施設の運営、捕獲減による農産物被害の増大、狩猟者の減少等が危惧されておりました。県を通じ、出荷自粛の解除を働きかけておりましたが、5日付で、那珂川町処理施設で加工したイノシシ肉に限り、解除になりました。今後とも強力に「八溝ししまる」の安全性をPRしていく所存であります。

3月11日の東日本大震災によって被災した本庁舎及び小川庁舎の改修工事につきましては、来年1月ころまでには、完了の予定であります。町民の皆さんに多大なるご迷惑をかけておりますことに対し、おわび申し上げます。

終わりに、本定例会には、一般会計補正予算等14議案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

本年も、はや12月となり、朝夕の寒さも日に日に厳しくなっております。町民の皆さんには、インフルエンザ予防など健康に留意され、体調を崩すことなく1年の締めくくりをお迎えくださるようお祈り申し上げ、行政報告といたします。

一般質問

議長（川上要一君） 日程第5、一般質問を行います。

益子明美君

議長（川上要一君） 5番、益子明美さんの質問を許可いたします。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） おはようございます。

質問通告に基づき、一般質問を行います。

私の今回の一般質問は、那珂川町の少子・高齢化を食いとめ、活気あるまちづくりの実現に向けてであります。町長初め、執行部の建設的な答弁を期待いたします。

1980年代後半から、自然に立脚した生き方を目指し、田舎暮らしにあこがれる人たちがふえました。新田舎人というのは、当時の流行語にもなったそうですが、事実、那珂川町にも多くの移住者が住み始めました。自然志向は、一過性のブームや特殊な価値観ではなく、地に足のついた生き方として今では広く認識されています。オーガニックやスローフード、ロハスなどといった言葉は自然の存在を尊重し、自然と調和して暮らすことは知的な生き方ととらえるようになってきたのです。

私たちが住む那珂川町には素晴らしい価値があります。お荷物のように思われている節がある山や川、里山には新しい経済の鉱脈が眠っていると考えられるのではないのでしょうか。ないものねだりからあるもの探しをする意識の変革が行政にも民間にも求められていると思います。そして、那珂川町の第一の課題である少子・高齢化を食いとめ、活気あるまちづくりを実現するために知恵を出し合うべきであります。

その中で、那珂川町は、今回、豊島区との協定を結ぶことになりました。民間の方々のふるさとを思う熱い思いと地域をよくしたいという願いが行政を動かし、豊島区からも何度も区長初め、議会議長などが来町されています。この協定に至るまでの経緯が民間主導であったというのが何よりも特徴的であり、素晴らしい可能性を秘めていると感じます。交流人口増加が望め、定住人口増を促すきっかけづくりとして、こんな大きなチャンスはありません。

協定を機に、都市との交流を価値あるものへと変革し、豊島区、那珂川町双方の利益を生み出すものにしていくべきです。どのようにすれば利益を生み出し、価値ある協定にできるのかという考えに沿って、質問をしたいと思います。

まず、豊島区との協定の具体的な内容はどのようなものか、お伺いいたします。

先日、議会で行政調査をしてきた、秋田県的美郷町も、東京都大田区と協定を結んでいるようですが、人事交流をしているとのことでした。他の自治体への職員派遣は職員の意識の変革に大いに役立つと思います。外に出て、いろいろな経験を積み、そこから生み出されるアイデアが広がることや、都会の人たちにとって、那珂川町のよさはどのようなものがあるか、客観的に認識することは、その後のまちづくりのための提案につながるようになっていくと思います。那珂川町の職員を派遣したり、豊島区の職員を受け入れるなど人事交流をすべきであると思いますが、いかがお考えになるか伺います。

3番目として、来年度には東京スカイツリーに栃木県のアンテナショップがオープンする予定と聞いています。地方の物産を都会の消費者にアピールするアンテナショップは、銀座や有楽町に多く出店されていますが、最近の潮流としては、県ばかりに頼らず、市町村が独自に都会に打って出よう、アンテナショップを出店しようという動きが活発になっています。それは、双方にとって利益があり、県単位ではできない細やかで直接的なつながりができるからであります。それぞれの自治体が抱える課題の中で、地方のアンテナショップは、都市部にとっては、商店街の空き店舗対策として、商業活性化の切り札として活用できることが理解されています。商店街では、新鮮な風及び集客力が期待でき、出店する自治体では、都会と直結する新しい窓口ができ、出店がきっかけで産地見学のバスツアーが始まったり、田舎に住みたいという人と地元との橋渡しができたりと、県主体ではできないメリットがたくさんあります。ぜひ、豊島区にも、友好都市相互支援として、那珂川町直営型のアンテナショップの提案をしてみたいかはいかがでしょうか。

また、相互支援、相互還元という形では、例えば、那珂川町の町有林の数年間の無償利用など、その利用方法も提案しながら、相互プロジェクトを組むなど、踏み込んだ話をしていくべきと考えますが、いかがお考えになるか伺います。

修学旅行が学校行事として正式に位置づけられたのが昭和33年、そのねらいは我が国の文化・産業・政治などの主要地を見聞することで、広い知見と豊かな情操を育成すること、集団生活の決まり、公衆道徳の体験を得ること、未知の世界を見聞し、師や学友と生活をともにすることで、生涯の思い出をつくることということで、従来は京都や奈良の古都や、国会

議事堂のある東京などが主流でありました。しかし、近年では体験という要素が加わり、農山漁村での自然体験を含む修学旅行を実施し、体験型を導入している中学校、高校の約10%が農山漁村でのグリーン型プログラムであると言われていています。都市型が進んだ結果、子供たちの自然体験や異世代との交流の機会が減っていて、それを解決できるのが田舎であるという期待が多くの人々の心にあるからです。自然体験型修学旅行は都市部でますます比重を占めてくると思いますので、ぜひ、豊島区にも提案するなど、山村留学なども含めて、教育部門での連携ができないか、伺います。

徳島県では、県内の過疎集落にIT企業のサテライトオフィスを誘致するプロジェクトに取り組んでいます。東京のITサービス会社アインザが、古民家などの住宅や既存の光ファイバー通信網を活用して業務を行うとともに、社員が滞在して地域のさまざまな情報を発信することで活性化を図っていくという、新しいビジネスモデルを探ると地元新聞社は伝えています。那珂川町も同じような視点で豊島区との連携を機会にサテライトオフィスの設置が可能な企業の掘り起こしを考えてはどうか、お伺いいたします。

次に、若い人たちに住んでもらうための政策について伺います。

町は、若者定住についてどのような考えを持ち、政策として打ち出しているかお伺いいたします。

教育民生常任委員会では、10月に長野県下條村を行政調査いたしました。子供がふえた奇跡の村としてマスコミにも多く取り上げられ、自治体からの視察も多く、那珂川町は360団体目でありました。国の合計特殊出生率が1.34人であるのに対し、平成22年度で下條村は2.20人であります。なぜ、出生率がふえたのか、その理由は実にシンプルです。村独自の子育て支援を充実させたことに尽きるのです。

その一番の大きな理由は、村営の集合住宅です。1部屋は60平方メートル、2LDKの間取りで、2台分の駐車場がついて、月の家賃が3万6,000円です。下條村の通勤圏であり、車で二、三十分の距離にある飯田市の同規模のマンションと比べて半額程度の賃料だそうです。若い夫婦に人気があるのはそのためで、平成9年度から18年度にかけて、10棟124戸のマンションを建てましたが、今でも入居待ちの夫婦が絶えないということです。

このような事例を目の当たりにして、若い夫婦にとっていかに住むところが重要であるか、再認識いたしました。那珂川町でも低家賃で使いやすい町営住宅の建設をぜひ若い人向けに建設するお考えはないか、伺います。

若い子育て世代にとって、保育園や幼稚園の問題は重要かつ身近な問題であります。町は、

幼保一元化についてどのような考えであるのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁します。

1点目の豊島区とのふくろう協定についてお答えいたします。

豊島区との交流の発端は、行政からではなく、一般住民の中から持ち上がったものと聞いております。平成20年に、副町長など数名で豊島区を訪問したところ、豊島区で開催される観光物産展への出展の話をいただき、これを機に観光を主とした交流が始まりました。交流を深める中で、観光を主とした交流協定、ふくろう協定締結の機運が上がりまして、本年3月27日に調印式が予定をされておりました。しかしながら、残念なことに東日本大震災により延期となりましたが、今般、来年3月の豊島区制50周年にあわせ、協定調印式を行いたい旨の打診がなされたところであり、現在、日程等も含め調整をしておるところであります。

ご質問にもありましたふくろう協定の内容は、豊島区と那珂川町が持つまちの魅力を高め、未来へ向かって飛躍することを目指して、文化・観光を軸とした相互交流を深めていくこととするものであります。フクロウが縁で生まれたことから、両区町をつなぐ大きなかけ橋に発展することを期待してふくろう協定と呼ぶこととしたものであります。

2点目の豊島区との交流は、この文化や観光、物産面を主とする観光交流との認識でありまして、商工観光課を中心に関係各課と連携し、町の特産物や温泉場の紹介、PRや販路拡大など行政面も、行政的な面よりも住民が主体となるような交流を考えております。現在はふくろう協定とつながりのある鷲子山上神社を縁として、物産展等への出展など交流をしておりますが、協定締結の具体的な交流内容については、今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の直営型のアンテナショップの設置についての質問ですが、豊島区との文化観光交流は、昨年10月に開催されたふくろう祭りから始まりました。本年もふくろう祭りの一環として、10月8日から9日に開催された平成23年度友好都市観光物産展と豊島区観光協会設立50周年記念全国観光都市PR展に出展し、町の特産品を販売することで、那珂川町をPRいたしました。しかしながら、このようなイベントにおいても、会場の使用料がかかることなど、経費の面で苦慮しているところでもあります。宮城県のアンテナショップが池袋東口そばにあります。同等の物販売り上げと想定している東京スカイツリー周辺商業施設への

栃木県アンテナショップについては、来年5月に設置が予定されますが、200平米の店舗で設置費用に1億6,500万円、運営費に4,100万円程度を要すると想定しています。

これらの多くの費用を負担してのアンテナショップ設置は難しいと思いますが、町有林の活用提案も含め、今後の豊島区との交流の中で検討していきたいと考えております。

4点目の町の空き施設を活用した連携についてであります。今後、豊島区との交流を深めていく中で、観光面や教育部門での連携を含めて、当町からの提案や豊島区の要望等を相互に調整しながら、進めていきたいと思っております。

5点目のIT企業のサテライトオフィス誘致についてのご質問ですが、サテライトオフィスは通勤の遠距離化や事務所確保などの経済的観点から、従業員の居住地に近い郊外に事務所を確保するという考え方があります。那珂川町は情報ネットワークの環境は整っておりますので、誘致の可能性はあると思いますが、今後、企業誘致を進めながら、研究していきたいと考えております。

若い人に住んでもらうための施策についてであります。1点目、若者定住の考え方と政策についてお答えいたします。

総合振興計画の基本計画に掲げておりますとおり、町では若者の定住就業の場の確保のために、これまで積極的に企業誘致活動や地場産業の振興を図り、人、にぎわい、活力のあるまちづくりを推進してまいりました。しかしながら、町の人口は年々減少し、合併後、6年間で約1割近く減少しております。特に、若年層の町外への流出が続いている状況にあり、人口の減少は地域活力の減退につながる喫緊の課題と認識しております。

若者の流出の原因として考えられるのは、大学等進学時における町外への転出もありますが、一番の課題は、高校や大学等卒業後の就職時に地元で若者を受け入れる雇用の場がなく、町に戻ってきたいと思っても、戻って来られないのが現状であります。そのような状況にあります。このような人口流出に歯どめをかけるためには、雇用創出を図るための企業誘致等をより一層推進していくことが必要であると考えております。

最近では、議員ご承知のとおり、さくら乳業の大平工業団地への進出や県北木材協同組合による旧馬頭東中学校跡地への進出、そして、加ト吉水産栃木工場跡地へのタテヤマの操業開始予定、また、旧谷川小学校校舎を活用して、福祉介護施設への開所など、企業誘致等の具体的な成果が出始めておりますので、今後とも積極的に企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

また、町外からの移住者を含めた定住促進を図る上で、生活の基盤となる住宅の確保につ

いては、優先事項の一つとなることから、空き家情報の提供や定期借地権を活用しての住宅建設、そして多様化する若者のライフスタイルに応じた住環境整備など、定住につながる支援体制を検討してまいります。そして、若者も住んでみたくなる、住んでいてよかったと思える元気な町にするためには、今後とも、行政と今住んでいる住民が一体となつての協働のまちづくりを推進し、きめ細やかな定住につながるような施策が重要であると認識しております。次代的那珂川町を担い、地域力を高めるための若者の定住に向けて、さまざまな観点から地域住民の皆さんとともに検討を重ね、まちづくりのための施策を推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんのご協力をお願いいたしたいと思ひます。

次に、2点目の町営住宅の建設についてのご質問ですが、現在、町営、町有住宅の管理戸数は、町営住宅が11団地、230戸、町有住宅が6団地、81戸あり、合計311戸を管理しております。本町の町営住宅等は量的には充足しているものの、昭和40年、50年代に建設された住宅が耐用年数を経過するなど老朽化が進んでおります。国では、少子・高齢化の進展による住宅施策については、つくっては壊す消費型の社会から、きちんと手入れして長く大切に使うというストック重視の社会へと転換を図っているところであります。このような状況の中、町では、公営住宅等管理計画、公営住宅等長寿命化計画を策定し、適正な維持管理等に努めている状況であります。

また、平成21年度に雇用促進住宅を購入し、当初は24世帯でありましたが、現在では若年層を中心に55世帯が入居しており、若者の定住につながったものと考えております。当面は既存住宅の長寿命化を図り、現在の公営住宅を最大限有効に活用することとしておりますので、今後、民間住宅の建設状況を見ながら、公営住宅の整備について検討していきたいと考えております。

次に、3点目、幼保一元化についてお答えします。

急激な少子化の進行、出産、子育てをめぐる諸問題、深刻な待機児童問題等、子供子育て支援が質量ともに不足している現状等から、国において子供子育て支援システム検討会議が設置され、子供と子育て家庭を支援する社会に向けての制度構築を目指して検討が進められ、去る7月に中間取りまとめがなされました。これにより、すべての子供への良質な知育環境を保障し、子供子育て家庭を社会全体で支援すること、新たな一元的システムを構築するなどの改正ポイントが示されました。幼保一元化は、幼保一体化という表現になっておりますが、質の高い幼児の学校教育、保育の一体化、保育の量的拡大、家庭での養育支援の充実の達成を提言しております。最終報告の時期は明示されておひませんが、平成25年度を目途に

新システムに移行する予定であります。町は新システムの実施主体として、子育て支援事業計画を策定し、計画をもとに、給付や事業を実施することとなることから、庁内関係各課を網羅する子育て支援検討委員会を設置し、従来の施設の統廃合や幼保一体化を含む包括的な子供子育ての支援方策を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） では、再質問に入らせていただきますが、その前に人事交流についてのご答弁がなかったように思うんですが、人事交流は考えていないというお答えととらえてよろしいのでしょうか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） いや、そんなことはないです。これは、このふくろう協定が結ばれた後において、豊島区との話し合いをしていきたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） それでは、具体的に豊島区との協定についてご答弁いただいたので、さらに深く質問させていただきたいと思います。

この協定は、本当に双方の利益ある有効な協定にするお考えがあるのかということが一番重要な点だと思います。豊島区のホームページを開きますと、ご存じだと思っておりますが、姉妹都市として秩父市と友好都市協定、名前もふくろう協定を結んでいますね。また、山形県遊佐町とも友好都市協定、宮城県とは相互交流都市協定、そして三重県名張市とは文化交流都市協定を結んでいて、そのほか、栃木県宇都宮市や那須烏山市を初め、21団体と都市交流があります。現在のところですね。その中で、では那珂川町はどのように特色を出して、お互いを補完しあえるような自治体として協定を結べるのか、その意気込みはあるのかということをお伺いしたいと思っておりますが、町長はこういったいろいろなところの都市と相互協定をしているということはまずご存じでしたか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 知っております。ほかの21市町との協定を結んでいることは知っております。これは防災協定が主であると認識しております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） そうですね。那須烏山市あたりは防災協定が主であって、ふくろう祭りには参加して、物産を売っているということを聞いておりますが、那須烏山市あたりの

話を聞きますと、協定を結んでも、どうなのかなという感じであるというふうに伺っています。これは、那珂川町にとっては民間が主導で本当にご苦労されながら、ここまで来たという経緯がありますので、大きなチャンスとしてとらえていただいて、積極的に那珂川町はこういうことをできるんですよと、逆にPRして、秩父市やそのほか、友好都市協定を結んでいる他の自治体とも劣らないような交流協定をぜひ結んでいただきたいと思います。その中で、商工観光課を中心に結んでいくという話が出ましたが、商工観光課のみならず、農林振興課、健康福祉課、そして学校教育課、生涯学習課と横断的な連携をしないと、本当にいいアイデアというのが出て来ないというふうに思いますが、そういった横断的に全部ひくめるめた課との連携をして、そして、友好協定を結びましょうという提案をなされるのかどうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 文化観光協定という話で進んでいますけれども、それにこだわらず、私はすべての面で友好関係を結んでいきたいというふうに思っております。ですから、名前もそういう文化観光というのにこだわらず、友好、大きな意味で、友好交流協定とか、そんな名前は話し合いの上で、これから決めていきたいと思っておりますが、全般についての交流をしていきたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） さまざまな課と連携をして、そして、すべての面で友好関係を結んでいくという町長のご答弁であったかと思うんですが、私が、さまざま一部ではとっぴな提案であるというふうにお考えになるかもしれませんが、さまざまな提案をさせていただきましたけれども、これは本当の一例であると思っております。私個人で考えられる例を出してきましたが、逆に行政の皆さんが、商工観光課、農林振興課、健康福祉課、学校教育課、生涯学習課の職員の皆さんがうちの課ではこういったことが、例えば豊島区と連携するときこういう案を提示できますよと、いうものをぜひ職員の中から出していただくようなことを町長から問いかけしていただくようなことはなされる予定はないでしょうか。そういったことは皆さんの中から出てくると、本当により有意義な協定に結びついていくかと思っておりますので、そういうお考えはないでしょうか、町長、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） もちろん、そういう多くの意味での交流ということですから、当然各課からの皆さんからのいろいろな意見を出していただいて、より本当に有意義な、ただ名前だ

けの交流ではあれですから、やらないほうがいいですから、そういう意味で、益子議員の言うような形の意見をどんどん出していただくという形がいいのかなと思っております。そして、交流に有意義な協定ができるような、そのような交流を進めていきたいと思えます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） それでは、具体的に職員のみなさんにふくろう協定について何か具体的な提案がありますかという問いかけをされるというふうにここで認識させていただいてよろしいですね。では、ぜひ、具体的に職員の皆さんに問いかけていただければと思います。

また、人事交流も含めて考えていただくということですので、行政マンの方々がお互いの自治体に入ったときに、そこから学ぶというものが、本当に私が提案できる何十倍も価値あるものが出てくるはずだと思っています。出てこなくてはおかしいとも思いますし、那珂川町の職員等が豊島区で仕事をした場合、仕事のスピードとか、量の多さを知って、そして那珂川町のよさを再認識できるという、那珂川町に戻ったら、都会ではこのようなことを望んでいるから施策に生かそうと必ず提案してくださると信じています。ぜひ、人事交流を積極的に進めていただきますが、直接町長から協定の際に、この申し入れをされるのかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） これは、一方的に申し入れしてもどうかと思います。ですから、これから交流をしていく上において、話し合いでそういう問題については、進めてまいりたいと思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 確かにそうですね。こちら、一方的な話ではなかなかちが明かないというふうには感じますが、でも熱意というのは伝わると思えます。この協定のきっかけとなった交流の中にそういった住民の方の熱意があったからこそ、協定に結びついてきているということもありますので、ぜひ那珂川町としての熱意としてお伝えしていただくようお願いしたいと思います。

それから、アンテナショップの件なんですけど、今度、スカイツリーの中に栃木県のアンテナショップが建って、結構先ほどの答弁だと、たくさんの経費がかかる話が出ていました。一方で、アンテナショップは運営費などの経費がかかるということもあるとは思いますが、県主体のアンテナショップで那珂川町が幾つの物産が並ぶのかわかりませんが、町のPRとしてはとても県主体では弱いと思うんです。本当に那珂川町独自のアンテナショップ

を持つということが、さらに那珂川町の交流人口をふやし、そして、まずは、那珂川町に訪れていただく、そして定住への道筋を見つけていただくということにつながると思っていますので、独自のアンテナショップを豊島区につくっていただくということを、いかに向こうの負担を減らす意味でも、那珂川町にはこういうことがありますので、先ほど町有林の話をしましたけれども、こういうものをお貸ししますよ、そのかわり豊島区のアンテナショップ、商店街の空き店舗対策としてお貸しいただけませんかというような交換条件の中でお話しすることもできると思います。そういったことを考えていただきたいと思います。

先日、池袋から東武東上線に乗って、3駅目の大山駅にあるハッピーロード大山商店街というところに行ってきました。ここは3駅なんですけれども、板橋区になってしまっているんですね。このハッピーロード商店街にある全国の町と村の交流を目的としたアンテナショップとれたて村というのを見てきたんですね。この商店街は560メートルのアーケードできていて、1日の来街者数は約2万8,000人もあるそうです。それでも、商店街の活性化のために、全国の市町村と提携をしてアンテナショップを開店し、特産品を常時販売しているんですね。

その後、私、巣鴨の地藏通りの商店街に行きましたが、こちらのほうがよっぽど人があふれていましたね。巣鴨の地藏通り商店街が有名で、4日のお祭りのときは人がたくさん出ると言っているんですが、その日にはなかったですね。巣鴨の商店街は空き店舗も目立っていましたし、そういうところをぜひ活性化するためにも提案されるといいのではないかと思います。

このハッピーロード大山商店街のとれたて村というところなんですけど、ここでは、イベント広場というのがあって、そこに定期的に出店している自治体が主体でふるさと祭りを開催していたんですね。私が訪れた日は、秋田県の横手市がイベントを開催していて、大勢のお客さんですごくにぎわっていました。びっくりするほどですね、本当に。だから、そういった、都会の自治体にとっても、地方から出店してもらえるアンテナショップというのはメリットがすごくあるんですね。1つには、イベントを商店街自体がやらなくてすむ。地方から来た自治体の人たちがイベントをやってくれるので、そこに集客がまた期待できると、空き店舗を使ってやってもらえるので本当に有意義だということでした。

板橋区では、商店街の空き店舗対策として助成金を出しています。その助成金で賄っているんですが、その自治体は月4万円の家賃みたいなのを払うんですね。物産は全部買い取りです。委託ではないんですね。ですから、月4万円の家賃を払えば、こっちから持っていっ

た物産を全部買い取ってもらえるという。そのかわり参加している自治体は多いんですよね。ただ、那珂川町というのをPRするアンテナショップというのが、県主体の、もちろんスカイツリーのアンテナショップがよくないと言っているわけではないんですよ。それも一つ、そして、今度、豊島区に交流を持つのですから、その交流の中で自治体のアンテナショップをどうでしょうかというふうに直接豊島区に問いかけるのが一つだと思っていますが、そういった各地にある相互交流友好都市型というんですけれども、のアンテナショップを研究していただいて、豊島区にも提案していただくお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） まだ、協定も結んでいませんし、まさに今言われたとおりだというふうに思いますので、交流をしていく上において、そういうことの勉強もしてまいりたいというふうに思います。また、こちらにもいろいろな交流館とか、いろいろ施設もございますので、そういう意味で、こっちを利用してもらい、また、こっちの特産品を向こうで販売するという、やはりこういうことも交流の中において、話し合いをしてまいりたいと思います。

それと、この交流の発端となったのは、豊島区の観光協会関係から進んだんですね。そのようなこともありますので、ここのいろいろなものをそういう個々の店舗で取り扱ってもらうというような活動も必要なのかなと思っております。いずれにしても、まだ、協定を結んでいませんので、今後、皆様のご意見を聞いて、よりよい交流ができるようにしてまいりたいと思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 協定は、来年の3月、正式に結ばれるわけですがけれども、その前に、豊島区との、観光協会も含めて、町が提案を持って、話し合える場というのは実現できるのでしょうか、お伺いします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 私も、よりよい協定が結ばれるよう、何回も豊島区のほうには足を運んでおりまして、いろいろと話を区長さん初め、観光協会長さんとも話しているところでありますが、何せ、まだ話し合いが、協定が結ばれておりませんし、まだ、それほどの交流もしていませんので、なかなか協定前に話し合いに入るとするのはちょっと無理なのかなという気がしますので、協定までは、3月ですから、3月以降協定を結んでから、いろいろとそういう点についての話し合いを進めてまいりたいと思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番(益子明美君) 本来、ことしの3月に協定を結ぶはずでしたよね。でも、震災があったり、いろいろなことがあって、1年間延びていますよね。その間にも友好的なこういった交流に関して、さまざまなアクションというのはとれるはずだったのではないかと感じています。ですから、協定を結んでから詳しく考えるよりも、もう少し熱意を持って、期待していますということでアクションを起こしていただいて、ぜひ協議の場を設置していただくよう、努力していただければと思います。行政間の話し合いですから、なかなか難しいとは思いますが、そういった熱意は持っていただけると確信しておりますので、よろしくをお願いします。

それから、修学旅行と山村留学について少し触れましたけれども、岩手県久慈市の木藤古集落というところで、修学旅行を呼び込むために、290ヘクタールの所有林を1.2ヘクタール単位で貸し出して、体験学習のフィールドとして自由に使う学校が森構想というのをやっているんですね。炭焼き、間伐、ツリーハウスづくりなど何をしていてもよくて、インストラクターも派遣したりして、子供たちが農家やキャンプ場、コテージに泊まりながら森林体験をしているというのがあります。

那珂川町の町有林も有効な活用がされないまま、現状、そこにあるということがありますので、森というのは都会にはないですね。都会にとってはとても貴重な財産であると思います。そういった都会が本当に利用したいものというのが那珂川町にありますので、町有林の活用をぜひ修学旅行だけではなくて、さまざまな分野で活用できると思いますので、それをしっかり豊島区に協定後はPRしていかれるのか、もう一度伺いたいと思います。

議長(川上要一君) 町長。

町長(大金伊一君) ご承知のように、町有林というのは、那珂川町には多くございます。そういう意味で、都会の方に森林のよさを味わってもらいたいと思いますか、体験してもらいたいという意味で、確かに交流の中に、そういう話も多分出てくるんじゃないかと思っておりますので、そのことについても、今後、交流の中において考えていきたいと思っております。

議長(川上要一君) 益子明美さん。

5番(益子明美君) さまざま提案させていただきましたけれども、豊島区とのふくろう協定というのは友好協定としてさまざまな分野、横の連携をとりながら、積極的に進めていただくとということで確約をしていただくということでよろしいのでしょうか。

議長(川上要一君) 町長。

町長(大金伊一君) 相手があることなんでね、全部が全部確約できるという保証はできま

せんけれども、できるだけ努力して、那珂川町が少しでも活性化につながるようなことで努力してまいりたいと思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） もちろん、豊島区のお考えというのも十分尊重しなくてはならないというふうには考えていますが、ぜひ那珂川町としての決意を伝えていただければと思います。

I T企業のサテライトオフィスのお話をさせていただきましたが、徳島県で県単位として過疎集落にどうやって企業誘致をしようかということが発端でサテライトオフィスの誘致を実験的に始めているそうなんです。那珂川町も本当にケーブルテレビ事業で光ファイバー通信網を全町に網羅させたわけですから、そういったI T関連の会社にも問いかけができると思いますので、そういった面からの新しい企業の掘り起こしということもぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、若者の定住についてお伺いいたします。

諸般の報告の中で、町長から雇用創出を図るために企業の進出を図ってその実績を上げてきたと、雇用が生まれたので、若い人たちにとっては本当にいいことだというふうに思います。ただ、人口の流出に歯どめをかけるにとどまらず、他市町からいかに若い人を那珂川町に連れて来るかという視点が大事だと思います。下條村に行ってきましたけれども、結局は、人口が全体的に、もちろん下條村の人口はふえているんですよ、ただ、長野県全体の人口がふえているわけではなくて、若者をどういうふうに奪い合うかという状況になっているんですよ。

那珂川町で言えば、通勤圏内にある大田原市やさくら市といった30分で通勤できる距離にある飯田市からの若者を呼んできて住まわせているということなんですよ。そのような若い人たちにとっては、通勤距離、通勤手当も出ますし、二、三十分の通勤というのはどうってことないんですよ。それよりも、家賃が安くて、使い勝手がいいということがとても魅力的なんです。それに、魅力を感じて飯田市ではなくて、下條村に住んでいる人が、たくさん若い人でふえてきたんですよ。

さらに、下條村では、入居の条件として、消防団を初め、集落の中の役割を果たし、行事に参加することを求めているというか、決めているんですよ。ちょっと若い人にとったら、地域活動に参加するのは大変なのかと、こういう状況の中でそういうことを条件としてあげてどうかと思うようなことでも、皆さん、申請のときに、PRとして、私たち家族は地元消防団に入り、そして集落の中の役割を果たしていくというふうを書いて申請するんですよ。

そういった、条件をつけてもやってくる。まだまだ住居待ちの人がいる、そして口コミだけで、募集は何もしていないんですね。PRは何もしていないで、口コミだけで他市町からどんどんやってくるということなんです。240戸中、5割が飯田市、2割が周辺市町村、2割がもともとの村民、1割が県外からのイターンだそうです。

ですから、那珂川町も雇用の創出はもちろんです。それプラス若い人を魅力的な子育てができる那珂川町、子育て支援が充実している那珂川町、そして低家賃で住める住みやすい住宅がある那珂川町として売り出せば、絶対やって来るはずですよ。そういうふうな考えで、先ほど新しい住宅はつくらないみたいなご答弁だったと思うんですが、実際にそういった村があるということを考えていただいて、積極的にそういった考え方を取り入れていくべきであると思いますが、町長のお考えを伺います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 町でも、雇用促進住宅を購入しまして、大半が若い人たちが住んでおります。そのようなことで、できる限り、住宅、町営住宅、町有住宅については、まだ、古い311戸あるんですかね。ですから、それに多くの方が若い方が住んでおりますし、それから民間の賃貸住宅が約300戸あるんですね。そのようなことですし、それから、古い住宅、40年、50年たった古い住宅があることもたしかです。若い人には魅力がない、多分、住宅であろうかと思えます。しかしながら、民間との兼ね合いも考えないと、どんどん町有住宅を建てちゃうと、民間300戸ある賃貸住宅のほうがどうなるのかということも考えなければなりませんし、そういうこともあって、なかなか新しい町営住宅、町有住宅を建てるというのも、確かに下條村についてはどんどん、飯田市という近郊に勤める場所がある条件的なものも多分あるというふうに思います。

そういうことで、建てないということではありません。もちろん、40年、50年のは建てかえなくてはならないんですけれども、今すぐ建てるというのは、今言った民間との兼ね合いもありますし、いずれにしても、私も下條村のどういうことで人口がふえていっているのか、よく勉強してまいりたいと思っております。今のところは、新しい町有住宅を建てるということについてはまだ考えておりません。しかしながら、下條村のように、人口がふえていくというのは魅力的なことでありますし、それがやはり町の活性化につながっていくのでありますから、勉強・研究してまいりたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 先ほどの前の答弁で、多様な若者のニーズに対応するというお考えを

示されておりましたよね。若者のニーズは何だろうというふうに考えると、やはり下條村に代表されるように、子育てがしやすい、そして低家賃で使いやすい住宅がある、通勤圏からそんなに離れていないといった条件がさまざま出てくると思います。那珂川町、もちろん、民間のアパートがありますよね。そして、空き家もあると思います。ただ、そういうところに、若者、若い夫婦や住む人が入ってこないというのはどうしてなのかということをお考えにならないと、町としての若者定住ということにつながらないと思うんです。

そこを待っているのではなくて、積極的に打って出る施策というのが本当に必要になってくるのではないかというふうに思います。那珂川町の現在の高齢化率が28%、10年後には33%になります。どんどん就労の世代が減っていくということなんですよね。そこがふえないと子供もふえない。そして、少子・高齢化率が上がっていく。この問題は全国どこでもなんです、都会でも田舎でもどこでも起こっている問題なんです。ですから、その対策にいち早く特色ある対策を提案してきた自治体だけが生き残っていくという可能性が大いにあるんですよね。

本当に、那珂川町にとっては重大な問題で、その辺をよくよく考えていただきまして、本当に若者にとって住居というのはどういうものなのか、今後、どういった住居なら那珂川町に住んでいただけるのかということを考えていただきたいと思います。

今回は、そういった本当に重要な問題である那珂川町の少子・高齢化とそして若者定住対策について、私見ですが、提案をさまざまさせていただきました。行政の方々からの提案というのは、もっとさまざま身近にいろいろなことを日々感じているわけですから、具体的な提案があると思っています。ぜひそういった提案を取り上げていただき、協議していただくような場をしっかりとっていただくことを要望いたしまして、私の質問といたします。

議長（川上要一君） 5番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

議長（川上要一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

福 島 泰 夫 君

議長（川上要一君） 9番、福島泰夫君の質問を許可します。

9番、福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） 9番、福島泰夫でございます。

通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、その前に、冒頭、町長のごあいさつにありましたが、当町のイノシシ肉が解禁になったということで、大変喜ばしいことだと思います。また、直近の話ですが、その反対に出荷自粛という品目もございます。いわゆる干しシイタケが11月30日付、そして、12月1日に説明会があって、県職員の説明で我々は年を越せない、どうしてくれるんだ、こういうお話がございました。この問題に関しましては、県・国、それとJA、町、一緒になって、解決のために考えていただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。2つございますが、まず、大きな第1点目、現在、那珂川町と県央、県北地区を結ぶ路線バスは、自家用車の普及、少子化、過疎化の影響で、いずれも存亡の危機に瀕していると考えられます。当町と那須烏山を結ぶJRバスは本年3月いっぱいまで廃止になりまして、那珂川町が主体となり、コミュニティバスを運行しております。那珂川地区からも烏山地区からもコミュニティバスを見てもみると、高校生が両方から乗って通学している状況を見まして、よかったと思っているところでございます。

また、県北地区を結ぶ東野交通、馬頭西那須野線、小川西那須野線につきましては、那珂川町から多くの高校生たちが通学に利用しております。そして、佐良土地区まで行きまして、佐良土地区からは大田原の市営バスが開通をいたしました。それで、佐良土地区まで親御さんが送迎したり、自分で自転車で行ったりしております。この湯津上線、といいますか、大田原市営バスの湯津上線の路線延長、いわゆる馬頭の藤沢まで延ばせないか、そういう協議が平成21年、22年ごろには那珂川町と大田原市とでなされていたと伺っております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず1つ目といたしまして、大田原市との協議の進捗状況をお伺いいたします。

2つ目といたしまして、宇都宮線、西那須野線、それぞれに対しての運行経費負担の額、

また、それに対して国の財政支援、いわゆる県を通っているかもしれませんが、その財政支援の額をお伺いいたします。

3つ目といたしまして、これらの路線のこれからのあり方、少子化、過疎化の中でのこれからのあり方をお伺いいたしたいと思います。

次に、大きな2つ目でございます。スポーツ競技での上位大会への支援金についてお伺いをいたします。

近年、那珂川町の子供たちから高齢者まで、スポーツ競技での活躍が目立ち、県の予選を勝ち抜き、関東大会や全国大会への出場があり、彼らの活躍に町民が一喜一憂し、元気づけられることは大変喜ばしいことだと思っております。町においても、この上位大会出場に對しまして、支援金を贈り、激励の気持ちをあらわしていることは承知いたしておりますし、すばらしいことだと思っております。

その支援金といいますか、激励金、これを贈る基準は、個人や団体競技であればその団体によって差はあると思っておりますが、その内容とそれが現在妥当であるかお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 1項目めの公共交通機関の自治体間連携についての質問にお答えします。

大田原市との協議の進捗状況については、東野交通が馬頭西那須野線について存続する意向であるため、結論が出せない状態でございます。

宇都宮線、西那須野線への運行経費の負担額は、国からの財政支援の額について宇都宮線は平成22年度、那珂川町からの補助金額は135万274円で、国・県からの支援額は3,656万660円、平成23年度は那珂川町の負担はない見込みであります。西那須野線の町からの補助金額は、平成22年度は933万8,685円で、平成23年度は882万7,359円で国等の支援はありません。

那珂川町が主体となり運行するJR烏山線までを結ぶ馬頭烏山線を初め、JR宇都宮駅を結ぶ宇都宮線、JR西那須野駅を結ぶ西那須野線は、当町にとって重要な路線であると認識しておりますので、今後とも関係市町とも連携をとり、存続させるよう協議していきたいと考えております。

議長（川上要一君） 教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

教育長（小川成一君） 福島議員の第2項目、スポーツ競技での上位大会出場支援金の支給基準とその妥当性についてお答えいたします。

スポーツ競技において、上位大会出場に対する支援金につきましては、スポーツや文化・芸術等の分野において、全国大会に出場する町民を町の誇りとして、激励することを目的として、平成18年6月に定めた全国大会等出場激励金補助金交付内規をもとにして支給しております。

まず、その支給基準であります。対象者は、那珂川町に住所を有している児童・生徒、一般住民であり、対象となる大会は、県大会を勝ち抜き県代表として個人または団体で出場する関東大会及び全国大会であります。

支給内容は、個人出場と団体出場に分かれており、個人出場の場合は、関東大会で5,000円、全国大会で1万円、激励金として町長交際費から支給しております。団体出場の場合は、出場経費が多額に及ぶことから、30万円を限度として交通費・宿泊費の2分の1を補助金として支給しております。

次に、支給基準の妥当性についてであります。先ほどお答えしましたとおり、この内規は町の誇りとして全国大会等に出場する町民を激励することが目的でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、最初の公共交通機関の自治体間連携についてでございます。

1点目の大田原市との協議の進捗状況ということで、ただいま町長の答弁の中で、東野交通が馬頭西那須野線、これを廃止しないということで協議がなされているというお話でございました。それで、那珂川町と大田原市との協議というのは、どのような形、どのような内容で行われているか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 馬頭西那須野線の協議につきましては、昨年5月に、東野交通のほうから廃線の意思はないという答えがありました。その後につきましては、担当間レベルでは連絡はしております。せんだっては大田原市の副市長が来町して、その話題にも触れました。現状では、大田原市では、現在公共交通機関のあり方について検討している状況でありますので、それらの推移を見守っている状況でございます。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 大田原市の協議が何度か持たれた、多分、22年ごろまでに数度あったかと思うんです。一時は本当に藤沢まで延ばす、実現間近というようなお話し合いになったということも伺っております。その後、大田原市と那珂川町が東野交通とお話ししたときに、東野交通が、東野鉄道の発祥の地だから、これは残したい、このようなお話から、だんだん消極的に後退していったというような情報も出ております。

それは、大田原市が湯津上村と黒羽町と合併しまして、大田原の市営バスを湯津上地区、あるいは黒羽地区に路線延長するという中で、湯津上線については、東野交通の馬頭西那須野線と一部区間重複してしまうということで、東野交通は、もともと発祥の地だから残したい、残したいけれども、大田原市は、市民のために路線をつくりたい、その中で、では東野交通の赤字分を補てんしましょうというような約束がなされたというお話も伺っております。

これは、よその自治体のことであります。でも、その西那須野線は、我が那珂川町にとっても、通学、あるいは県北地区の病院と、あるいは運転免許のない方の通勤、あるいは生活バスとして従来から大変利用されております。その中で、湯津上から大田原市街地まで200円で乗れる市営バスの利用が那珂川町の子供たちに非常に好感が持たれ、利用されております。また、西部のほうでは、市営バスの佐久山線も大変利用されております。

ただ、東野交通の発祥の地であるから残したい。それで、大田原市は同じ競合路線、安い運賃で乗せる、当然、片側はお客さんがなくなる。だから、その赤字分を補てんしましょう。これがいつまでも市民の理解を得られるかというのは、よその自治体のことでありますが、不安かと考えます。その点はどうお考えでしょうか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） この西那須野線については、多分2年ぐらい前でしょうか、大田原の市長さんから、ぜひ那珂川町まで延長したいという話があったことは事実であります。安い料金で乗りかえしないで行けるという利点があるので、それはいいなと思っておりました。しかしながら、その後、大田原市と東野バスとで大田原の市営バスを運行するときに当たって、東野さんとの運行協定がなされておまして、この西那須野線は東野バスさんの存続が前提ということで、東野バスさんが市営バスの運行を許可したということがあると聞いております。

そういうことで、その後、多分東野さんと大田原さんがお話し合いをして、その後もおると思います。そういうことで、那珂川町としましては、那珂川町まで乗り入れてくれれば、

それにこしたことはないんですけども、大田原さんと東野さんの話し合い待ちという形であるというふうに思います。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 大田原さんと東野さんの話し合い待ちというご答弁ですが、我々といましては、大田原市営バス、運行したいのは大田原市でございます。ですから、我々のほうはお願いして延ばしていただくという立場になろうかと思います。町の方針といまして、今までの生活路線バス、いわゆる今の話題でいきますと、馬頭西那須野線を存続するというのももとの基本だったかと思えます。そういう中で、大田原市が湯津上まで市営バスを延ばしてしまった。お客さんは湯津上からは大半のお客さんは市営バスに乗ってしまう。東野バスは、湯津上から大田原方面、西那須野方面に行くお客さんがなくなってしまった。それで、市はその赤字分を補てんしましょう。これは、私のところでお客さんをとってしまったから、あなた方の損害賠償をしましょう、そして、ほとんどお客さんの乗っていないバスを走らせているという状況かと思えます。そういう状況がいつまでも市民の理解を得られるか、これは大田原市の問題ではございますが、そう長くは続かないような、私は気がします。

そして、もう一つ、学校へ通学する方もたくさん利用していますが、大田原の日赤病院が今度移転することになります。大田原赤十字じゃなくて、那須赤十字になるというようなお話でございますが、場所、立地的には、今までの日赤病院でしたら、馬頭西那須野線の停留所がそんなには遠くはなかったと思えます。でも、今度できる新しい病院は、その路線からは相当距離が離れております。大田原市の中では、各方面にいろいろな路線の市営バスがあります。定期券ですと子供たちだったら5,600円で、大人でも多分6,000円ぐらいかと思うんですが、それで、市内のバス、どの路線も乗り放題、そのような定期券だと伺っております。

こちらからのアクセスがよければ、市営バスを乗り継いでも、病院に割と安く行けるようになるかと思えます。これから高齢化が進む中で、病院に行きたくても、免許証を返上しちゃって、足がないという方が今よりどんどんふえてくるかと思うんです。そういう人のことを考えますと、ここから大田原まで民間バスですと、片道1,000円近く、あるいはそれ以上にかかる。片方は200円で行ける。その交通弱者のことを考えますと、後者のほうを選択して、我々の町も大田原にお願いして、できる限りこちらへ延ばしてもらおうようにお願いする立場ではないかと思えます。

東野交通さんの言い分も当然わかります。発祥の地で残したい。大田原市のほうではそれ

を運行委託をお願いしようとかいう案も出していると伺っております。ですから、この町と大田原市と東野交通さん、三者でしっかり協議をなさって、だれのためにやるか、町民のために、町民が少しでも楽に安く行けるように、町のほうが努力すべきかと思いますが、いかがでしょう。

議長（川上要一君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 議員ご指摘のとおり、馬西線、いわゆる西那須野駅に行っておりましてバスにつきましては、当然重要な路線であると町のほうで考えておりますし、昨日も大田原の副市長が来町した際には、その存続、どのような方法で存続をしていくか、できるだけ市町村の負担を軽減しながら存続できるような方法を東野交通さん、さらには大田原市と当町で協議をしていこうということで、昨日も確認をしたところでございます。今後も引き続きまして、存続を前提とした中で、市営バスの形にするのか、東野交通さんが引き続いて低料金で利用できるような方法があるのか、その辺を模索しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） ぜひとも、そのように進めていただきたいと思います。それで、那珂川町の子供たち、あるいは交通弱者のお年寄りが、少しでも安く県北地区に行けるようにしていただければありがたいと思います。

それから、宇都宮線、西那須野線、それぞれに対しての運行経費の負担の額ということでお伺いをいたしました。平成21年度の決算ですと、いわゆるもとの小川のここにこバスですが、コミュニティバスの運行事業費として21年は1,600万円、22年は二千二百数十万円という決算が出ています。それから、生活バス路線維持費として21年は900万円、生活交通路線維持費として440万円、22年度は生活バス路線維持費として1,600万円、そのほかにデマンド交通の事業費として1,100万円ぐらいの決算になっております。この生活バス路線維持費と生活交通路線維持費の違いが決算審査とかで伺ってもなかなか理解できない部分なので、お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） ちょっと手元に補助金の名称はございませんが、平成21年度の決算ですと、町営バスがございました。その町営バスに対する補助金も含まれておると思います。そのほかに、東野バスの宇都宮馬頭線、さらにはJRバスの補助が歳入として入っております。ただ、馬頭烏山線につきましては、今年度運行形態が変わりましたので、別な形で

町から補助を出すという形になっております。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） ただいま、予算・決算の中での項目についてお伺いしたんですが、いわゆる補助金、国・県から補助金が出て、それに自主財源を充てて、自前の町営バス、あるいはコミュニティバスを運行したり、赤字路線の民間バスに補助金を上げたり、今度ですと烏山馬頭線、コミュニティバスへの補助金に充てるというお話だったかと思います。

今の大きな1つ目の質問で、先ほどの、町長あるいは総務課長との討論の中で（1）（2）（3）をほとんど含めた討論になっているかと思います。今後とも、町民のために、大田原市、それから東野交通との協議を頻繁にといいいますか、積極的に当町から積極的に働きかけをお願いしたいと思います。

続きまして、大きな2つ目のスポーツ競技での上位大会への支援金ということで、教育長からご答弁をいただきました。その中で、団体ですと、30万円ぐらい、関東大会、全国大会に出場するとそれが補助金として30万円を限度として、総額の2分の1というお話でございました。それから、個人につきましては、関東が5,000円、全国が1万円、この数字といいますのは、よその自治体もこのような激励金、あるいは支援金を支出している実態を見ましても、かなり当町は優遇されているという感じを受けます。

それで、どういうふうはこの支援金、あるいは激励金を上げるかと言いますと、大会に出場する選手を激励して、そして、将来的にはこの町のスポーツ、あるいはこの補助金の交付、先ほど教育長がおっしゃいました交付の内容ですと、文化方面も含まれるということで、将来的に那珂川町のスポーツ文化に寄与すること、これを望んでいるということで理解してよろしいかと思います。

その中で、見直す、私の質問の中で、これが妥当であると思うかということで、教育長は妥当だというお話でございましたが、那珂川町に住所を有している児童・生徒、一般、これが県大会を勝ち抜いて上位大会に出たら、補助金を上げますよというものでございます。そうすると、県大会を勝ち抜かない、いきなり全国、あるいは世界大会、このようなところに行った場合はどうするのか、あるいは、那珂川町に住所を有していると言いますが、大学に入ったり、卒業してしまえば、当町に住所を有しない方もいるだろうと、そのような方の扱いをどうするか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（小川成一君） 今は、全国大会や関東大会に出場する情報を新聞、あるいは所属団

体等からの情報で把握をして支援金等を出しておりますが、今、お話にありましたように、この那珂川町を離れて高齢者もいますから、世界大会に出ている高齢者も、そういうふうになってきますと、我々は、把握をすることが非常に困難になってしまいますので、我々としては、町に住所を有する児童・生徒、一般住民ということにしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 今、子供たちが関東大会あるいは全国大会で非常に活躍しているということは、将来、またその上で活躍する可能性も秘めているということだと思います。そのようなとき、どうするか。もうオリンピックに出ただけけれども、住所はうちの町でないから知らないよというわけにはいかないと思うんです。そのようなときに、1万円の支援金とかじゃなくて、町で別の行事を催す、あるいは別の顕彰をすとかという報道を、ケーブルテレビもあるんですから、ケーブルテレビを使ったり、広報紙に載せたり、それと、教育長がおっしゃいました情報がわからないから、対応し切れない、この激励金、支援金の制度というのがなかなか町民に周知されていないかと思う。その周知も含めて、いろいろな広報活動をやられる気持ちがあるかどうかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（小川成一君） 確かに、今まで住民の皆さんに知られていないことがあったかと思えます。例えば、私、ことしの9月まで、南那須陸協の会長をしていましたけれども、陸協でのそういう青東駅伝とか、東日本駅伝とかの大会に那珂川町出身者が出ております。ただ、町にこういう制度があるということを陸協の関係者は知りませんでしたので、陸協のほうとして、激励金というか、お小遣いみたいなものは上げたことはありますので、その辺をこれから町民の皆さんにPR活動、広報していくということは努力していきたいというふうに考えています。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 私も、持ち時間ももうすぐなくなりますが、ただいま教育長がおっしゃいましたように、別の団体、陸協でも支援金を出している。これはほかのスポーツ競技についても同じだと思います。例えば、野球でしたら、町も応援するけれども、野球関係の団体とか、個人とかそういう方も応援する。ソフトボールも同じ。いろいろな所属する団体組織、あらゆる方面での応援というのは必要かと思えます。時には、地元の集落とかでも応援する場合もあろうかと思えます。

上位大会へ参加する団体とか、個人の活躍というものは、当町の住民のスポーツへの興味あるいは関心をかきたてるためには非常にいい要因になっていると思います。そして、この少子化の中で、一人でも多くの人に上位大会へ出場してもらいたい。そして、それを応援することが町のスポーツ振興にもつながろうかと思えます。そのためには、先ほど申し上げましたが、教育長は見直す予定はないということでございますが、那珂川町を離れて、別の地域に住んでいて、活躍されている人、そういう方への応援、これはお金に限らず、いろいろな形でできると思います。そういうことを今後ご検討いただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（川上要一君） 9番、福島泰夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時10分

議長（川上要一君） それでは、時刻より前ですが、皆さんおそろいでございますので、再開をいたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

佐藤信親君

議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君の質問を許可いたします。

1番、佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 1番、佐藤、通告書に基づきまして質問をしたいと思います。

まず最初に、防犯灯の設置について。

去る3月11日に発生した東日本大震災により、福島原子力発電所の稼働停止に伴う停電、または電力供給不足による計画停電と、今までに経験のない事態は、さまざまな日常生活に影響を及ぼすとともに、混乱を招き、さらにこれから冬の到来に向け、夏以上の節電に努め

なければならない。これを契機として、自然エネルギーの活用論が急速に論じられ、原子力からクリーンエネルギーである太陽光発電へと目が向けられつつある。

このような状況下で地域住民から多くの設置要望が出され、町もその対応に苦慮されていると察しますが、防犯灯の大多数は東京電力よりの寄贈により設置されているのが現状で、今回の震災の影響で防犯灯の寄贈は見送られたとのことであるが、防犯及び事故等を未然に防ぐとともに、安心・安全なまちづくりを進める上で大変重要な役割を果たしているものと考え、次の点についてお伺いいたします。

1つ目といたしまして、防犯灯の設置箇所について制限があるのか、あればその制限についてお知らせいただければと思います。

2番目といたしまして、防犯灯、今は蛍光灯を使用しておりますが、やはり省エネということを考えればLEDを使用した防犯灯を町予算によって設置する考えはあるかないか。

3番目といたしまして、不測の事態に対応する太陽光発電による防犯灯の設置についても検討すべきと考えるが、いかがかをお伺いいたします。

次に、2番目といたしまして、委託業務について。

町は、行財政改革の一環として、民間に委託できるものは民間事業者に委託し、経費の節減と人員の削減を図っておられますが、従来町が行っていた行政サービスを民間業者に委託されているわけですが、その財政的な効果と地域経済の活性化及び雇用機会を確保する上でも町内業者に委託すべきと考え、次の点についてお伺いいたします。

現在、町外業者に委託する業種及び委託料はどれぐらいになっているのか。

2つ目といたしまして、町内の疲弊した経済を活性化する方策の一つとして、業者選定に当たり町内業者を優先すべきと考えるが、いかがか。

2番目といたしまして、建築関係の設計委託業務について、町外の特定期業者に偏っているように思えるが、選考基準についてお伺いいたします。

大きな3番目、通学路の安全確保について。

通学路の安全確保については、日ごろより取り組まれていることと思うが、スクールバス並びに通学児童の通学路に危険と思われる箇所が地域住民より寄せられており、その対応についてお伺いいたします。

1つは、小川舟戸地区児童が通学路として利用している町道高田線、また、上河原方面の児童が利用している町道上宿線については、従前より危険箇所が指摘されていたが、今になっても改善されていない。

特に高田線は、道幅が狭く、車両が通行するときは、児童が道端に避けるスペースもなく、側溝等に落ちているという事態もたびたびあったとのことである。現在、若干であります。側溝のふたはかけられているものの、まだまだ不十分である、また、町道清浄場線が国道293号線に接続すればさらに車両の通行量も増加し、危険度も高くなる。また、町道上宿線については、一部改修等が行われているが、小川公民館北側にある、町道上宿線と町道上町線交差点付近は道幅が狭隘であり、見通しも悪く、車両通行にも支障を来しているような状況であります。特に、住宅地帯であるため、通勤及び生活道路としての利用頻度も高く、危険度も高いので、早急に改善すべきと考えるが、いかがか、お伺いいたします。

2つ目として、現在、小川地区内の小学校統廃合が進められている現状で、統合がなされた場合、スクールバスの運行本数も増加するものと思われ。児童の乗りおりのときの安全なスペース確保が必要であり、そのために小川小学校の周辺環境整備が必要不可欠で、特にバスの進入路はどの方向を見ても十分とは言えない。小学校の東側に進入路を設置し、町道東西線及び国道294号線を結ぶ道路の新設を考えるべきと思っておりますが、そして、そこから児童の乗りおりの安全確保するスペース、あとスクールバスの待機場の設置等も含めて総合に向けた準備がなされていると考え、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から、3点目、通学路の安全確保についてお答えします。

まず、1点目の町道高田線及び上宿線の道路整備についてであります。町としましては、定期的に道路パトロールを行い、道路面の安全管理に努めているところであります。また、この路線の管理についても、修繕等を施し、道路の維持管理を行っているところであります。ご質問の両路線とも、地域の生活道路として、また児童生徒の通学路として利用されていますが、どちらの路線も狭隘な箇所がありますが、整備には至っておりません。そのため、町道上宿線においては、現在、交通管理者によって時間帯通行禁止となっており、朝の通学の安全を図っております。また、現在、国道293号小川南バイパスが建設中であり、今後、通学児童の利用状況及び交通量等を勘案し、道路整備計画策定の中で検証していきたいと考えております。

次に、2点目、小川小学校東側の道路整備についてであります。小川小学校周辺の道路は、町道が3路線と農作業道路1路線があります。どの路線も道路幅員が狭く、スクールバ

スが通行するには困難な道路であります。今後、学校統廃合の状況を勘案し、道路整備計画策定の中で検証していきたいと考えております。

その他の質問については、担当課長から答弁させます。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 佐藤議員の1項目め、防犯灯の設置についてのご質問にお答えいたします。

1点目の防犯灯の設置箇所の制限のご質問であります。那珂川町防犯灯設置維持管理基準に基づきまして設置しております。その中には、100メートル以内に他の防犯灯、照明器具等がないことなどの設置基準により、設置をしております。

2点目ですが、LED防犯灯につきましては、平成21年度に馬頭東小学校付近に2基、平成22年度に馬頭小学校付近に3基、それから、本年度、平成23年度には商工会館西側に1機を試験的に設置をしております。LED防犯灯の器具については、幾種もの仕様があり、品質についても改良されつつありますので、年間数基程度、試験的に設置していきたいと考えております。

3点目の不測の事態に対応する太陽光発電の防犯灯設置につきましては、災害時に広域避難所となりうる公園あるいは学校校庭等への設置について、現在行っております那珂川町地域防災計画の見直しの中で検討していきたいと考えております。

2項目めの委託業務につきましてのご質問ですが、まず、町外業者に委託する業種及び委託料のご質問であります。平成23年度で申し上げますと、町外への主な委託業務は、給食センターの調理業務及び給食配送業務が約2,200万円、スクールバス運転業務が約2,800万円、観光ガイドブック作成業務約1,400万円、地域情報・観光情報発信業務約1,140万円などです。また、各課に共通するものでは、電算処理業務、施設警備業務、事務機器保守管理、及び点検業務などが挙げられます。そのほか、測量業務や用地測量業務、あるいは特定健診業務、清掃業務など多岐にわたっております。

次に、業者選定に当たり、町内業者を優先すべきであるのご質問ですが、まさにそのとおりでありまして、町の公共事業につきましては、技術力あるいは機動力等を考慮するとともに、町の活性化を図るため、できる限り地元業者への発注を進めているところであります。

次に、2点目の建築関係の設計業務発注にかかる入札参加者の選考基準ですが、ご質問の業種にかかわらず、指名競争入札の参加指名基準につきましては、地方自治法施行令

の定めにより、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札参加者を指名しなければならないとされており。さらに、町が発注する建設工事等の入札に参加する者は、町の資格審査を受け、入札参加証を得なければならないと規定されております。また、選考方法につきましては、那珂川町建設工事請負人等選考委員会において、指名業者を選定しております。その選定に当たっては、今後とも、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） まず、防犯灯の（1）で設置場所に制限があるかとの質問に対しまして、基準として100メートル以内には設置できないというようなこともございますけれども、よく言われるのが、電柱のないところには設置できないと、電柱はないけれども、危険な箇所はあるわけでございます。夜間、町の中を走っている分には、町の明かり、街路灯がありまして、比較的に見やすいのは見やすい。ところが、やはりこの地域は農村でございますので、ちょっと一歩出ると、もう真っ暗やみになっている。その中で道路を右折しようとしても、暗い中での道路の交差点部分がわかりづらいとか、そういう箇所が多数あります。

特に、住宅の近くにありますが危険箇所、電柱はないんだけど、危険であるというところもありますので、そういうところには、太陽光発電を利用した防犯灯の設置等をすれば、さらに安全な道路となってくるのではないかと。昨日、やはり道路を走ってみましたら、県道・国道につきましては、カーブの部分、道路が交差する部分等については、これは県のほうで設置したものと思われましても、防犯灯がきちんと設置されていて、曲がりやすいとか、道路がここにあるんだというのがわかりやすくなっているというようなこともありますので、そういう設置基準に電柱がなければつけられないということがないとしたら、そういうところについても防犯灯を何らかの形で設置できればというふうに思いますので、その点についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） ただいまのご質問であります。その設置基準の中には、東電柱、あるいはNTTの設置した電柱に類する柱が設置されて、配線可能であることという設置基準もあります。反面、ご質問のとおり、安全・安心のためには、ある程度の配備は必要かと思えます。ただ、町全体として、那珂川町200平方キロという大きな面積もあります。現在、管理をしているだけでも約1,400カ所の管理をしております。予算の関係、あるいは経費の

関係、それらをあわせまして今後検討しなければならないと思っております。また、その設置につきましては、大字の自治会長、区長、あるいは教育委員会からの申請等があれば対応してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 大体のことはわかりましたので、2番目のLEDについてお伺いしたいと思います。

今の、総務課長からの答弁によりますと、試験的にやっているということですが、先ほど申されましたように、1,400カ所の防犯灯が設置されているということになれば、大なり小なり莫大な金額になってくるのではないかと、設置に伴う電力の使用料は。ここで、LED灯を、相当私は効果があると思うんですね。少ないワット数で明るい照明になっているということもありますので、これを東電からの寄贈ばかりではなくて、今後、計画的に、限られた町の予算の中で、このLEDに対応した街路灯を設置していくということが必要ではないかというふうに考えておりますが、その点について、今後、町単独予算で設置していく考えがあるかないか、お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） LED関係であります。まず、その前に、先ほどご質問にもありましたように、東電からの寄贈が本年度からなくなりました。したがって、不足の部分あるいは交換の部分は、自前で、町の予算で修繕あるいは設置をしなければなりません。そういう中で、長い目で見れば、当然LEDを使った防犯灯、これらは徐々にふやしていく、あるいは増設をしていくという方向で進めたいと思っております。ただ、現時点では、確かに単価が高いものですから、そうしますと、取りかえの部分、取りかえ要望のところに影響が出てまいります。これも総体の予算の中で、今後増設をしていく方向で検討をしてまいりたいと思います。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今の総務課長の答弁によりまして、ある程度設置をしていくという方向性があるということだけは確認できましたけれども、やはり年次計画に基づいて、当然耐用年数が切れて壊れるとかいうものもあるかと思うんですけれども、東電からもらっていた分、町単独でというふうには、ちょっと今の財政事情を考えればなかなか難しいかとは思いますが、やはり年次計画を立てて進めていくということが肝心かと思っておりますので、そのように進めていただければというふうに思いますので、2番目については終わりにいた

します。

3番目の、先ほど、公園等広域避難所等、当然、これは私必要だというふうに思っております。3月11日の大震災によりまして、真っ暗い中で生活を強いられたということは、我々にとっては初めての経験に近いものでもあったわけでございます。幾ら広域避難所であっても、電気の通っている箇所では、当然真っ暗になっているわけでございますので、やはりそういう緊急性のある避難所的なところには、太陽の光を浴びる場所が確保できなければ、太陽光発電の防犯灯を設置する意味もございませんけれども、なるべく広域避難所になっている箇所に対して、太陽光発電を利用した防犯灯の設置も年次でやっていくべきと考えておりますが、そのような考えはあるのかなのか、再度お伺いします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 特に災害時、本年の災害におきまして、さまざまな反省点がございます。その中では、やはり避難所の明示、これは現実的には各戸に、かつてハザードマップとあわせて避難所の指定もしておりました。現在、新たな災害危険箇所の説明会も行いまして、それらの地図、マップですね、それとあわせて避難場所の明示をしまして、各家庭にはお配りをする計画をしております。また、地域防災計画の中で、それらが必要ということになれば、こういったものも設置を検討していきたいと思っております。

ただ、現時点で、経費のことばかりで申しわけございませんが、100万円程度の経費がかかります。しかしながら、安全・安心なまちづくりのためには、やはり被害を受けた場合に安心して避難できるような体制づくりは検討してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 大変ありがたいお答えをいただいたわけでございますが、これが町全体に広がっていけるようになれば、町の危険箇所も減ってくる、当然、犯罪も減る、事故も減るというようなところで、相当な効果があるものと思われまます。

1番に振り返りますけれども、農村部というか、町からはずれたところで、電柱のない危険な箇所等についても、やはり太陽光発電による防犯灯を設置して地域住民に安心を与える。防犯灯というのは安心を与えるという役目で相当効果があるということは、今回の震災で、真っ暗やみの中で生活した経験から言えば、本当に防犯灯というのはありがたいなと思っ

ているところでございます。

今まで、こういう被害に遭わなければ、防犯灯のありがたさというものは、ただついでから明るいというぐらいで済んでいましたけれども、このようにありがたいものかという

ことは今回の震災で再認識させられましたので、そういう点も踏まえて、今後設置の方向で、限られた予算、また高価なものでございますので、少しでも年間1個でも2個でも設置できるように進めていただければというふうに思います。

大きな1番の問題は、以上にして終わりにしたいと思います。

2番目の委託業務についてでございますが、当然、この委託業務の中には、町だけでは対応できない部分もあるかと思えます。ところが、町でもできる業務もこの中には何件かあると思われま。それで、町外へ委託してしまうということは、町のお金がそっくり町外へ行ってしま。先ほどの午前中の質疑の中でも、企業誘致とか、そういうので那珂川町の活性化を図ろうとする町の姿勢は高く評価されてしかるべきものと考えておりますが、片や、そういう大きなお金が外に出て行ってしまということではなく、もう少しこの町内企業の育成を踏まえて、やはりできれば町内企業に委託するような方向性、特に給食センターの配送業務、また調理業務、調理の場合はまだ保健衛生法上のいろいろな問題点等もあるかと思うんですけれども、そういう企業を育成していくということも町の重大な役割になってくるのではないか。

このような状況で行ってしまうと、今の日本の経済と同じように空洞化してしまう。町内業者が疲弊してしまつては、今度、逆に雇用の場もなくなってくる。また、雇用の場がなくなれば、収入がないわけですから、購買力も落ちてくる。その連鎖でどんどん冷え切った町になってしまうのではないかというふうに考えられます。例えば、これ競争入札でございますから、安いほうに落ちるのは当たり前だと思うんです。ところが、1,000万円と1,050万円で、1,000万円のほうが落ちたとすれば、町内業者に1,050万円で落としても、町のためにはなるのではないか。ただ、町の財政を考えれば、1,000万円のほうがいいかもしれないけれども、町全体の経済効果を考えていけば、当然1,050万円で町内企業に落とせば、町内の雇用もまた生まれてくるわけで、そういう観点から、できる限り可能なものについては、町内企業を優先すべきと考えますので、その点についてお伺いします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） ご質問の趣旨、十分私どももそのように考えております。できることならば、町内業者によって、それを業としている方に業務をやっていただきたい。ただ、この中で、随意契約というわけにはなかなかまいらない点もござい。競争原理もありますし、透明性・公平性を考えますと、競争入札をやりますと、最低3者程度は入れなければなりません。そのときに、見積書の徴取の随意契約となりますと、公金のあり方も含めまし

て、さまざまな問題が出てくると思います。今後、この点も含めまして、透明性の確保、あるいは公平さ、あるいは公金の活用ということを含めまして、当然それは町内の活性化、町内業者育成の観点もごございますので、その辺も考慮してまいりたいと思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） これを実行する上では、さまざまな、今、総務課長が言われたように、問題点が多々あるかと思えますけれども、町内企業、いかにして育成していくかも踏まえて、今後、いい方向へ行けるように、町のほうからも指導をしていただければというふうに思います。

どう考えても、町民の納めた税金が町外に行ってしまう、感情的に考えてみますと、何かすごく町が空っぽになっていくような財政事情が厳しい中で、せっかくのお金が町外へ行ってしまふというところに、すごく割り切れない面もごございますので、やはりきちっと町内企業が元気に他の業者とも競争できるような体質をつくっていけるよう、ご指導をいただければというふうに思います。

町外業者というのは、当然大手でございまして、田舎の業者と競争しても必ず勝ってしまうというのが実情であると思えます。そういう点も考慮して、やはり町の経済の活性化という点を重点的に考えれば、当然町の財政事情もありますけれども、やはりそのところをうまく考えて町の振興につながるようなことになっていければというふうに思います。

次の2番目に、建築関係の設計業務委託について町外の特定業者に偏ったというふうになっておりますが、当然、指名並びに選考基準については、要領と法律に基づいてやられているものと思うわけですが、この設計業者を選考するに当たって、大体何者ぐらい、1つの事業についてですね、何件ぐらいの業者を選考しているのかをお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 入札の場合、大体6者から8者程度を指名しております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） その中に、町内の業者は何件ぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） ほとんどの場合、町内業者も入れております。ただ、工事の内容によりまして、町内業者が入っていないケースもごございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 私が見ている限り、何か、県外の業者に偏っている部分がある、ここ数年の建築関係、学校関係及び庁舎関係の工事設計等を見ても、大体同一的な業者に偏っているというような点もあります。特に、今回の庁舎関係の耐震及び改築等を見ましても、耐震診断に来た業者が、本庁舎についてはAさん、小川庁舎についてはBさんという業者が来ている。実際、入札してみたら、本庁舎はAさん、小川庁舎についてはB業者というような決まりきったようなやり方、当然、耐震診断をすれば、それ相応に内部事情とか構造上もわかってきますので、有利になってくるというようなことも考えられますので、やはりそういう選考の仕方というのはよくないのではないかというふうに考えますので、その点について、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 最終的に、業者選考に当たりましては、さまざまな要件を満たして選考しておりまして、入札の結果、それぞれの業者が入札をしているという結果であります。場合によりまして、偏っているというようなご指摘もありますが、結果的にそのような業者が落札しているということについては私どもが立ち入る問題ではないと思います。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） ただいまの、立ち入れば、官制談合という形になってしまいますので、何かそういうところは難しい、確かに難しい。法で縛られている面も多数ありますので、一概にはそういうふうには言えないと思うんですけども、やはり庁舎を診断して、そして当然内部構造がいろいろわかっているわけでございますよね。そういう業者がまた設計委託で落札するとき、当然有利になってきちゃうわけですよ、そういう観点から考えていけばですね。本来ならば、当然診断をして、こういう箇所が悪いとわかった業者は設計の入札からはじかれてもいいのではないかという感じもするんですけども、そういう不自然さを感じさせる部分もあるということなので、これは、私だけの考えなのかどうかちょっとつらいところもあるんですけども、やはり町内の業者、設計業者、1級建築士だって相当いるわけでございますよね。そういう方をどんどん活用していけるようなことをやっていけば、先ほどのお話じゃないですけども、やはり町内にお金が落ちるというようなことにもなってくると思いますので、そういうところの指導もやはり考えていかざるを得ないのではないかと、いうふうに思いますので、そういう点についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） これらの指名につきましても、先ほどの一般的なものも含めまして、公平さ、透明性が求められます。また、こういった設計業務につきましても、近年は業者を何者ずつか変更させて、新たな業者を入れるような工夫もしております。ただ、入札の手続等につきましては、従来からの方法で進めたいと思っております。

町内業者は業としておりますものは1者でありますので、その辺の活用の仕方も私どもとしてはなるべく活用させていただく、あるいは50万円以下の場合ですと、随意契約も可能でありますので、その辺は配慮したいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今の総務課長のほうから1者であるというお答えがあったわけですが、その1者の方は例えば庁舎関係の設計、または馬頭東小の体育館の設計とか、あと小川中学校の体育館の設計とか、そういうところにも当然参加し得る資格は有しているのでしょうか。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 資格はありますので、そのほとんどについては指名をしております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そうしますと、私の知る限りでも、何人かは1級建築士がおられるわけですが、その指名参加に書類を提出されていない、希望されていない1級建築士さんもいるかと思うんですけれども、なぜ町に申請をしないのか、もしかして知らないのかどうなのかというのがありますけれども、もう少し1級建築士がいるんだっただらば参加できるようなことがあってもいいのかと、これは企業が考えることで、役場がとやかく言うべきものではないかと思うんですけれども、多分、私が思うに、どうせ出してももらえないという厭世的な考えがあるのではないかというようなこともありますので、できる限り、小さな仕事でも何でも、随意契約でも何でも発注できるような体制をとっていただければ、町の少しの活性化にもつながってくるのではないかというふうに思います。その点についてお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 町の発注業務につきましては、すべて申請をしてもらっております。その中で資格審査をしまして、それをクリアした業者で、これは設計におきましても工事におきましても、物品の購入でありましても、全部そちらから指名をさせていただきます。

したがって、これらの申請をしていただかないと、いわゆるテーブルにのらないわけであり
ます。これにつきましては、基本的に2年に1回、ホームページや業界のほうの新聞等、そ
れから広報等にも掲載をして募集しております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） しつこい質問でまことに申しわけございませんでしたけれども、以上
で、2番目については終わりにさせていただきたいと思います。

3番目の通学路の安全確保についての中で、町長からもご答弁がありましたけれども、や
はり現在でも、小川舟戸地区から通っている児童が通る町道高田線は、迂回路的に使用され
ている面がございまして、やはり車1台通ると人が通るスペースがないという状況でござい
ますので、数少ない児童でありますけれども、子育て支援とかそういうふうな今までの質疑
の中でも出てきておりますが、数少ない子供だからこそ、より大切に扱っていかなければい
けない。もし、ここで事故があった場合、だれが責任を負うのかというようなことも問われ
てくるのではないかと。そうしますと、当然町の責任も問われてくるという問題にもなりかね
ません。

ましてや、さらに293号線に接続すれば、迂回路としてまたさらに頻繁に使われてくる。
当然、時間帯によるスクールゾーンという形で制限はされるかもしれませんが、やはり
通勤とかの場合には通ってしまうというようなこともありますので、早急に拡幅等の工事
をすべきではないかと考えております。当然、これも限られた予算の中で進めていくわけ
でございますが、計画を策定してとっておりますけれども、いつまでに計画を策定して、い
つの時期に公表するのか。当然、町の振興計画にのってくるのがそうだとわれればそれま
でなんでしょうけれども、やはりいろいろな要望等があった。前にも去年ですか、ちょうど
改修工事について、質問を橋本議員がなされたときに、その計画を危険度の順位を見きわめ
た上で順次計画策定してやっていくというようなことでありますけれども、いつだれがどこ
でその計画を策定して、どのように公表する、そういうことも間々なっていないわけござ
います。

ですから、危険箇所というものは、当然町も把握しているわけでございます。こういうと
ころをいつどのような形で改修していく、そういう計画性を持った計画を例えば町議会の産
業建設常任委員会の委員さん方とも協議をするとか、また、道路整備に関する一般町民から
の意見も伺って計画を策定していくというような方法もあってしかるべきではないかと。昨年
の答弁では、町が一方向的に判断して決めていくような回答があったような感じがするわけで

ございますが、やはり道路整備については、一般町民を交えて、ましてや特にスクールゾーン、通学路でございますので、やはり地域住民の声とかをもう少し道路整備に反映させていってもよろしいんじゃないかというふうに考えますので、その点についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） 道路整備のことでございますが、現在、たくさんの道路整備要望がございます。予算的に限られた路線しか今現在やっておりません。全体的な道路整備、局部的な道路整備だったら簡単でございますが、全体になりますと、たくさんの時間、たくさんの予算、あと強いて言えば、地域住民の協力を得ないとできません。その中で、道路整備計画策定というものがございまして、住民アンケート調査とか、過去に説明したように、住民の要望とかを聞いておりますので、その中で、前に言ったように道路整備計画策定、各路線の検証をしたいと言っておりますので、その中でやっていきたいと考えております。

なかなか要望があったからすぐできるというものではございません。やはり道路計画の中では、町の全体的な道路の流れと、あとは本当に危険箇所もございますので、その中で、策定の中で検証していきたいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 確かに、今、建設課長の言われたとおり、困難なことは当然理解いたします。検討する中であっても、一般町民の声とかそういうのも聞く必要は当然あるわけですが、整備計画を策定する中で、やはり町民を交えた、また議会議員の産業建設常任委員さんも入れて、町の全体的な計画の中でこういう危険箇所を解消していく、そういう年次計画的なものがあれば、何年後にはこうなるんだという一つの安心感が与えられるのではないかというふうに考えます。そうすることによって、児童の安全が図られれば、本当に住みやすい町になってくるのではないかというようなことも考えますので、そういう点も考慮して計画を策定いただければというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

小川小学校を取り巻く環境というものは、これ、百数十年たっている歴史のある小学校でございますので、当然昔は馬とかそういうのしか通らないくらいのところではございましたので、どこから入っても狭い。バスが入るにも入れない。車一台やっと入るのが現状だ。役場の入り口が何年前に拡幅されて、何とかマイクロバスが出入りできるような状況になっておりますが、右折するというような感じになってございます。

それで、運転をしている方からその話を聞くと、やはり危険であると、曲がりづらいというところもございますので、そこをさらに拡幅しろということになりますと、また莫大なお金がかかってくるということになってくるのではないかと思いますので、できれば、東西線、ちょうど東西線から294号線に抜ける小川小学校の東側の下の段なんでございますけれども、そこに道をつくって、小学校の東南の方向に、児童館の前にスペースがあるわけでございますが、建物が建っていて、あそこにマイクロバスの待機場兼乗降場所をつくれれば、他の車との接触もなく、安全・安心な乗降ができるのではないかと考えますので、その部分ですと、住宅もそんなになく、何とか道路をつくる上でもスムーズにいくのではないかというふうに考えますので、この点についても検討する課題はあるのではないかというふうに思いますので、その点について再度お伺いいたします。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） ただいまご質問のあった東側の道路は、多分、農作業道で使用されていたと思います。私のほうでは、町道でしたら何とも言いがたいのですが、今のところは農作業道でございます。小学校の周りの3つの路線は、どこも狭く、住宅地が張りついていて、なかなか道路成立は困難なのかなという状態があります。東側は農作業道でありますけれども、これから検証して町道に編入して道路にするかとか、あと、学校統廃合の関係で、私もちょっとスクールバスとかはよくわかりませんが、どのように通って、どのような駐車場があるのかわかりませんが、その中でよく検証しながら検討してまいりたいと思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 大変、ありがたいご答弁をいただきまして、今の答弁で実現できるかどうかというのは保証はございませんけれども、やはり検討すべき価値は私はあると思います。当然、南小、薬利小から児童が来るということになりますと、当然マイクロバスでの送迎というふうになっておりますが、現在の状況を見ましても、体育館前に車をとめて、そこで乗降させるというようなことで、1台、2台と入ってくるということを考えれば、やはり大会とか何かあった場合、体育館近辺は相当な駐車台数がございます。そこでまた、送り迎え、図書館等の出入り等があり、児童の安全が確保できるのかと言いますと、ちょっと疑問かということもあります。そういう点から考えても、その町道に編入した上での整備というようなこともさらに検討していただければというふうに思います。

それと、今、スクールバスの待機場がまほろばのところに車を置いているわけなんでござ

いますが、朝の7時ごろに出発するとなると、あそこ、日が当たらないんですよね。フロントガラスが凍ってしまうということで早目に行って、早目に暖機運転をして、霜をとるとか、そういうこともやっているというようなこともございます。

ですから、そういうふうになって、東の小川小の隣にできれば、そこは日当たりがいいところでございますので、そういうことも避けられる。あそこは、寒風吹きすさぶ場所でございますので、運転手さんも大変だというようなことを言っておりました。そういうことも踏まえまして、よく検討されることを切望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（川上要一君） それでは、再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

益子輝夫君

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問を許可いたします。

2番、益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 日本共産党の益子輝夫でございます。ただいまから質問通告に沿って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、町は県営処分場の建設をなぜ推進するのかということです。それを3つに分けて質問します。

町長が日ごろ、町のうたい文句でもある町民の安全・安心をどう考えているのかという問

題です。

2つ目には、自然と調和した、自然を生かしたまちづくりの関係について伺いたいと思います。

3つ目は、町の将来を考えた場合、特にこれから町の主人公となっていく若い人たちのことを考えて、10年先、20年先を見据えた産廃処分場をつくることでのメリットがあるのかを伺いたいというふうに思います。

2つ目として、国道461号の整備などを町としてどのように考えているか、また、461号線をどのように位置づけて、これから道路整備拡張なりをやっていくのかということ伺いたいと思います。

461号は本当に道幅が狭くて、私もはかりましたら、道幅が3メートル50というところがあるんですね。4メートル以内が大体、大山田だけで、下郷と上郷で10カ所ぐらいありますね、私がかっただけでも。そういう非常に危険な状況があります。そこを毎日通勤する方もいますし、あるいはスクールバスが通っているということで、いつ事故が起きても不思議なような道路状況があるということで、これをやっぱり早急に整備を町として関係各機関に強力に働きかけていただきたいというふうに思います。その点について町はどう考えているのか伺いたい。

あとは、3つ目なんですけど、介護保険はどのように変わるのか。介護保険法が本年度6月の国会で改正され、平成24年4月から適用になるということですね。法の改正により、どこがどのように変わるのかを伺いたい。

特に、それによって、介護保険料の値上げやサービスの低下を招くところがないのかを伺いたい。

それともう一つは、それに対して、町として、今後どのような考えでそれに対処していくのかを伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

県営最終処分場の建設に関する質問ですが、私は、県が判断した北沢地区の不法投棄物は、最終処分場を建設し、適正に処理することが実現可能な最善の方法であると考えております。町では、この考えにより、県に協力していることを最初に申し上げ、ここの質問にお答えを

いたします。

まず、1番目の地域住民の安全・安心に関する質問ですが、県は、基本協定で将来にわたり地域住民の生活環境が保全され、安心が確保されるよう多重安全システムを取り入れるなど、幾重にも安全対策を講じるとしてしています。また、処分場を原因とする公害等が発生するおそれがあるときは、速やかに万全の措置を講じ、万一被害が発生したときは、県が責任を持って補償するとしております。今後、町としては、さらなる地域住民の安全・安心を確保するため、県営最終処分場の着工前に、県と安全対策や環境対策を盛り込んだ環境保全に関する協定を締結したいと考えております。

次に、2番目であります。自然と調和し、自然を生かしたまちづくりに関する質問ですが、県営最終処分場の建設に当たりましては、よくこの地帯の確保や効率的な施設配置による開発面積の抑制など景観や自然環境に十分配慮することになっております。なお、町全体としてとらえれば、私としては、自然を確保するのみでなく、当町の自然の資源を積極的に活用し、木質バイオマスなどにより、地域の活性化にもつなげていきたいと考えております。

最後に、(3)であります。町の将来を考えたとき、若い方にはメリットがあるのかという質問であります。不法投棄が発覚して21年が過ぎました。私は地域住民の不安を解消するために、県営最終処分場を設置し、不法投棄物を適正に処分することが私たち世代の責務であると考えております。なぜなら、次世代にこの問題を先送りしないことこそが若い方のみならず、地域住民の皆さん、ひいては町にとって大きなメリットであると考えております。

次に、2項目、国道461号の整備についてお答えをします。

国道461号は本町東部地区の重要幹線道路であり、日常生活を支える大切な路線であります。しかしながら、日常生活の大部分を車に依存しており、狭隘で屈折している箇所を局部的に逐次整備しておりますが、まだまだ危険箇所が数多くあることは認識をしております。そのため、町としても、危険箇所、及び全線の整備等を国に要望しておりますが、沿線の自治会及び関係者で設立されている国道461号県道矢又大内線整備連絡協議会と連絡を密にし、歩調を合わせて要望活動を実施したいと考えております。

3項目めについては、担当課長から説明をさせます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 議員の3項目めの質問にお答えいたします。

第1点であります。議員ご指摘のとおり、本年6月に介護サービスの基盤強化のための

介護保険法等の一部が改正されました。その主な内容は、医療と介護の連携の強化と介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備等、認知症対策の推進、保険者による主体的な取り組みの推進、保険料の上昇の緩和の6点であります。

改正法案にも記されていますように、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることにし、サービスの向上を図るものであります。

改正内容に関連する施策といたしまして、町といたしましては、介護予防に関する地域のリーダーを育成する介護予防ボランティア研修や地域で認知症者を支えるサポーターを育成する認知症サポーター養成講座等を既に地域包括センターで実施をしており、今後さらに講座の施策を重点的に充実、拡充していきたいと考えております。

また、12月の一般会計補正予算に計上しています要援護者マップ整備事業とあわせまして、地域住民による日常的な支え合い活動、地域見守りネットワーク事業の体制づくりにも取り組んでいきたいと考えております。

第2点の介護保険料であります。今、町は高齢者福祉計画等作成委員会を設置し、介護保険第五次計画を策定しております。改正法の趣旨を十分に配慮し、地域に適応した地域密着型のサービスを取り入れるべく、検討を重ねてまいりたいと思っております。

那珂川町には現在2つの広域型特別養護老人ホームがありますが、どちらも満床で多くの要介護認定者が待機している状態です。今年度、県の事業で行う予定のかたくりの郷の増床と谷川地区にできる予定のグループホーム小規模多機能施設は、より多くの待機者軽減につながると考えております。当町の高齢化のピーク時にあって、高齢者の皆さんが可能な限り安心して那珂川町で生活できるよう、地域包括ケアシステムの整備を図り、施設の新築や増床等を行えば、介護保険料の値上げはどうしても避けられません。町、県の各資金等の運用等により、極力値上げ幅を抑える等の対応策を講じ、給付と負担のバランスに配慮して取り組みたいと考えています。

いずれにいたしましても介護保険制度や保険者の信頼に裏打ちされた保険料負担への納得が得られるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、産廃の最終県営処分場の問題で町長から答弁がありましたが、3・11の状況を踏まえても、町当局は産廃処分場をこの那珂川町につくるという考えがないのかどうかを再度

伺いたいというふうに思います。3・11の被害は、我が町はもちろんですけれども、現地も含めて、本当に未曾有の被害を受けているという状況があると思います。この被害を受けて、10万人とも15万人とも言われている人が、自分の生まれた土地を離れて生活しなければならない状況があるわけですね。やっぱりそういうことを考えた場合、また、そのいろいろ話は出ますが、日がたつにつれてもう大体9カ月と言われてはいますが、今までわからなかったことが東電や政府が隠してきたことも明らかになってきて、ますますいろいろな問題を含んでいる。

例えば、セシウム一つとってみても、30年かかっても半減しかないという状況があるわけですね。そういう非常に危険なもの。セシウムだけじゃなくて、そのほかにもいろいろあるわけです。それとか、今、問題になっています子供の甲状腺の問題、本当に深刻な問題だと思います。農産物の被害、家畜の被害、本当に挙げたら切りがないですね。

それで、先ほど申しました、生まれ育った町に本当に帰りたくても帰れないという現実があるわけですね。ということは、人間がやっぱり生活していく、生きていく上で必要な基本的人権さえ今侵されている、原発によって侵されているというのが現状だと思います。そういうことを考えた場合、我が町の産廃処分場が絶対事故を起こさないという保証はないと思います。現に、山梨県明野処分場でも事故は起きていますね。公的な処分場ができてまだ2年ぐらいしかたっていないと思うんですが、そういう問題を考えて、また、震度7以上の地震が早ければここ二、三年で来るとも言われていますよね、専門家の意見で。遅くとも30年以内に来るだろうということが言われています。

そういう点を考えた場合、ただ、環境と簡単に言えますけれども、いろいろな問題、特に一番心配なのは、やっぱりつくった後で汚染されたものが地下水に入ったらとんでもないことになると思うんですよ。それは我が町だけで済まないし、近くには那珂川という関東の四万十川と言われている川も流れています。そういう点で、甚大な被害を浴びると思うんですね。まして、我々、人間にとって水はなくてはならないものですから。我が町だけでなく、烏山、茂木のほうも那珂川の水は使っております。そういう点で考えた場合、やっぱりいつそういう事故が起きるかわからない状況の中でも、町長の考えが変わらないのか、それと、細心細思とか、多重の装置をつけると言いますが、それは、逆に言えば、そういう事故が起きる危険性もあるし、起きたら大変なことになるからそういうふうにつけなければならないんだというふうに私は思います。多くの人がそう思うんじゃないですか。

幾ら最新の科学でも、あの原発でさえ、どうすることもできないのが現状なんですね。収

東の見通しさえ立たないのが現状です。そういうことが同じように産廃処分場の場合も考えられると思います。そして、我が町に捨てられた不法投棄物を処理しなければならないというのは私はわかります。しかし、そのごみだけを処分すると言うならまだわかります。産廃処分場をつくるというのは、また別の問題になってくると思うんですよ。それ以上のごみを捨てるような計画があるわけですから、その辺をどういうふうに町長は考えているか、再度伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。通告にしたがって、簡潔によろしく願います。

町長、お願いします。

町長（大金伊一君） ご承知のように、発端は北沢に不法投棄されたもの、あれどうするかということなんですね。ご承知のように、今は還元状態で、これが空気が中に入ってくると酸化状態になって、流れ出す危険があるんですね。そういうことを考えたときに、処分場は私は本当は安全だとそう思っております。今、明野がとまっていると言いましたが、これは流出してとまっているんじゃないんですね。システムの何か異常でとまっているみたいですね。

ですから、やはり不法投棄されたものを処理するというのが、私は一番この那珂川町にとっては安全の確保だというふうに思いますし、あれを早く処分して、より早く安全な多重型の処分場をつくっていくということで、私はこれからも県にお願いしていきたくて思っておりますし、私は、ご承知のように、流れ出すと流れ出す言いますが、これは、今ちゃんと多重安全システムというのができていまして、どこから漏れたという場合はすぐわかるようになっているんですね。

それと、もう一つは、では、どうするんだというと、それは、そこまで穴を掘ってそこを埋めるとか、あるいは自然に小さいのだったら、穴あいた場合はふさぐとか、本当に完全な、完全というのはありませんけど、何事にも100%というのはありませんけれども、そのような完全に近いようなシステムだと私は認識しております。

また、もしか、もしかですよ、そういう住民に迷惑をかけるようなことがあれば、県は補償します。そう言っていますので、これは県が言うことですから、まず間違いのないと思います。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 繰り返しになりますが、今、町長も認めたように、絶対安全だということはないということは明らかなんです。それで、多重システムと言いますが、それをなぜつけなければならないのか、危険性があるからつけるんですよ。これはだれもがそう思っているんです。それと同時に、私が言いたいのは、多くの町民がそれに対して不安を持っているのに、やっぱり執行部の考え、議会の決まったことだからと押しつけるというのはいかななものかと思う。つくる以上は、やっぱりそういう町民の意見を投票とかいう形で意見を聞いた上で、私は進めるべきだと思うんですけども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） この問題については、21年前から町民との話し合いをしておりますし、そのようなこともあります。もう十分に話し合いは私はされていると思っております。これは何をやるにも賛成・反対はつきものですから、これは、全部100%賛成というわけには私はいかないと思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私は、大切なことは、やっぱり町民の意向だと思うんですよ。最終的には町民の判断を仰ぐべきだというふうに思います。それを執行部、また議会で決議されたからやるというのは私はおかしいと思うんです。やはり町民の意見、町民の意思を聞いた上で決めるのが、これ民主主義の原則だと思います。町民投票なり何なりをやって決めた結果そうなったんなら仕方がないですけども、原発一つ見ても、やっぱりああいうことになるんですから。ならないという保証はどこにもないわけですから。やっぱりそれを町民の意見も聞かないで、逆に言えば、二十何年も苦しめた結果がこういうことになってきているわけですね。少なくとも、最低限やっぱり町民の意思を尊重した上で、決定すべきことだというふうに思います。

最後にもう一回伺いたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） この問題は、町民との話し合いも何回も持っていますし、地域の住民との話し合いも持っています。十二分に私は町民の意見は聞いての結果、県のほうに要望したのでありまして、もう議会のほうでも、ご承知のように設置について推進をしてくださいますよという議会からのありがたい応援を得ております。私は、もう、県はあのとおり、70%敷地も確保しましたし、県はやると言っていますし、また、前も申したように、早く北沢のあ

の不法投棄物を処分場に入れて、安心な町にしたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 北沢のごみだけならいい、私は今つくろうとしている処分場は北沢のごみだけを処分するための処分場じゃないわけですよ。そのことを指摘しているわけです。

もう一つ、3・11のあれが起きてから、町民の中にも、産廃処分場できるんでしょうかね、できたら大変なことになるねという意見は結構聞きます、反対、賛成は別にして。だから、私は、そういう点で町民の意見を反映するには、最終的にはやっぱり投票と、住民投票というのをやるべきだというふうに言っているんです。20年来と言うけれども、最初の段階で、県はあんなの危険じゃないと言っていたんですよ。今になって危険だと騒いだって、それはだれも信じないですよ、そんなこと言ってきたって。国の原発の問題と全く同じですから、安全神話で安全だ、安全だと言った結果がこういうことになる。最初から危険なものをやるなんていう人はいないんですよ。だから、その点をもう一度伺って、この質問を終わりたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） これは見解の相違で、処分場は益子議員は安全じゃないと言う。私は安全だと思っていますし、それともう一つ、あそこにはそういう危険物が入っていないと言いますけれども、ご承知のように、県が検査した結果、鉛、あるいはその他の重金属類も含まれておりますので、また、鉛については基準値以上でございます。そういうことから、危険がないということを私は言えないと思いますし、全部調べたわけではありませんから、相応な私は危険なものも入っていると認識しております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今の質問、終わるわけですが、ちょっと町長、聞き違えたですか。私は産廃処分場の問題で危険じゃないと言ったのは、私ではなくて県が言ったんだということ、を最初言ったんです。県は当初それを言ったわけです。私たちは反対していたのに。そんな危険なものはないというのは県側が言っていたんですから。そのこと誤解ないように、私が言っているんじゃないんですよ。

次の質問に入ります。

461号線についてなんですが、先日、私も危険箇所、半日ばかり歩いてはかったんですが、何カ所あるかという、先ほど申しました大山田下郷で5カ所、上郷で五、六カ所というところですか。それで、一番狭いところで、大山田へ入っていただければわかるんですが、

高倉山の入り口ですね、あそこ、3メートル50しかないんですよ。両方の白線を入れても、3メートル、あそこ、白線が10センチですか、だから、70センチしかないです。4メートル以下というところがすごいんですよ。それと、その次に行きまして、大山田へ入っていただければわかりますが、新しい赤土から立野へ抜ける線、交差点がありますね、国道461との、あそこの益子さん宅、あそこのところの道幅が広がって、その次、暗渠があるんですけども、その道幅が3メートル70しかないですよ。あそこは、先ほど言われました461号線の地元の整備連絡協議会というのがこの間ありまして、やっぱり総会があって、その中でもそういう問題が出たんです。建設課長も来ていただいたし、郡司課長にも来ていただいたんで、詳しいことわかんと思うんですが、あそこは、特に一時停止しない車が多いんです。特に茨城ナンバーは。事故になるとすごく大きいんですよ。益子さん宅にも2台くらいこの車が入っているんですよ、事故で。本当、安心して寝てられない、いられないというような状況があります。

そういう点で、あそこなんか早急に、集まりでも問題になっていたんですが、信号機でもつかないか、せめて、普通の信号でなくても点滅だけでもつけられれば違うんじゃないかと。とにかく赤土のほうから来る道が広いでしょう。そっちが優先道路だと思っちゃうんですね。停止がとまれまではあるんですけども、ほとんどとまらないです。だから、事故は大きいです、起きると。私も4件くらいあそこで見ていますけれども、みんな大きな事故です。

それと、それからずっと来ていただいて、仲平というところがあるんですね。高橋さんのところもやっぱり暗渠になっているんですが、ここも側溝がない分、やっぱり3メートル70くらいしかないです。あとは、町に行きまして、野口さんのところが、やっぱりここも側溝がないので、ここも3メートル70くらいしかないですね、幅が。それが大体50メートルくらいあります。それと新宿に行きまして、新宿平の加藤さんかな、大工さんのところの前がやっぱり側溝がないところ、ここも3メートル80くらいしかないです。いきなり細くなるんですね。ここもやっぱり何年か前に、ダンプがよけすぎて落ちて、けがしていますね。そういう点で、道幅が狭いために事故が起きているところがかかりあります。

あと、上郷へ入っていただきますと、原川橋が両端広くなりましたね。上郷のほうの部分なんですけど、そこが広がったのはいいけれども、それから道が狭いんで、そこ、狭くなっちゃうんですよ。その広い道から3メートル80くらいになっちゃうんです、いきなり。ちょうど道路パトロールの土木の車が通ったんで、言って、ガードレールが余りにも前に出ていて、少し奥へ送ってくれとは言ったんですが、非常に危険な状態です。これは乗用車同士の

すれ違いでも一時停止してすれ違うというような状況なんですね。

それから、ずっと行きまして、この間の集まりでも問題になったんですが、駒込橋というのがあるんですね。そこは橋と橋、欄干と欄干の間が大体4メートルしかありません。ここでも最近、大きな事故があったんですね。あそこ結構材木を積んだトラックが通るんです、4トン車ぐらいのが。そうすると、軽なんかはもう通れないですね。とまれないんだけど、とまらないで惰性で入ってしまって車がつぶされちゃったという。人間がけがしなくてよかったと思うんですが、そういう状況があります。

あと、ずっと行っていただきまして、前に事故がありました小野平の手前、益子さんというこのおばあちゃんがやっぱり事故で亡くなっているんですけども、ここは、特に榎さんのうちの前が3メートル60しかないです、道幅が、ここも側溝がないところなんです。これがやっぱりずっと3メートル60、70がマルキンさんの工場の手前まで続くんですね、約800メートルある。あと1カ所は皆さんもご存じ、この間も話題になりましたけれども、マルキンさんの工場の前も道路拡張になったんですけども、その拡張ならない間が二、三十メートルあるわけです。そこがいきなり細くなるので、ここも3メートル80ぐらいしかないです。

あと、それから、反田の入り口から工沢、一渡戸橋境まで行くと4メートルみんな切っています。3メートル80ぐらいです。多いところでも3メートル90ぐらいですね。そのぐらい本当に狭い道路なんです。いつ事故が起きても不思議ない、特にスクールバスの運転手さんなんか本当にひやっとすると、何回もあるということを知っています。早急に何とかしても、ここ、やっぱり拡張を危険箇所でもいいからやってもらいたいというふうに思います。

そういう点で、建設課長の答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） 議員ご存じのように、過日、地元の協議会の総会に私も出席してまいりました。そのときに、要望書の内容を検討した中でいろいろな町民、地元の意見を聞いてきました。強いて言えば、私のほうで、やるというわけではないので、申しわけございませんが、そういうものの反映、これから地元の要望書を提出するわけですが、その中で、全体的には十何カ所あっても少しずつやるしかないと思います。全体的に危険に瀕している国道461号は15キロございます、町内に。県道の大山田大内ありますし、いろいろな国・県道ございますので、少しずつ、一步一步前進するしかないかと聞いております。

その中でやっぱり要望活動が一番大切なのかと、イコール地元の協力も必要になるかということが考えられます。ですから、町も一緒になって要望活動を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） だれでもわかることなんですけど、起きてからでは間に合わないんですね。起きないうちに何としてもやってもらいたいと思います。

それと、さっき言い忘れたんですが、通勤通学だけ、特に通勤なんですけど、大山田は、おかげさまで町長初め執行部の頑張りによって工場が誘致されてきて、働く人たちが結構ふえているんですね。長距離で通っている方も結構いるんですよ。何が一番心配だと言って、道が狭いということが言われるんですね。せっかく工場が誘致されて、百数十人の人が今働いていますよね。そういう人たちの安全を守るためにも、どうしても早急に手を打っていただきたいというふうに思います。いろいろ財政が大変なのは、この間の会議で課長によく説明されましたのでわかっていますが、やっぱり命との引きかえにはできないので、どうしてもやっぱりそういう問題を優先してやっていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

最後の介護の問題に入りますが、課長から先ほど答弁いただいたんですが、もっと具体的に私は知りたいんですが、要するに、介護保険法がどう変わったかということでは、大ざっぱなことはわかるんですが、今、国会でも問題になっているんですが、要するにホームヘルパーさんの生活援助、その時間が今まで、60分あったのが45分に切り下げられたとかいう問題があるんですね。それで、特に、ヘルパーさんの時間が短縮されると、やりたいこともやれないと、それと特に一番大事なのは、やっぱり相手のうちに行った場合の相手のお年寄りと話ることが一番大事だと言うんですね。その大事な時間が削られると、本当の意味での介護ができなくなる、そういうことがものすごく今具体的に出てきています。

そうすると、やっぱりうちで待っているという人なんですよ、介護を受ける方というのは、楽しみに。とにかく何が一番楽しみかと言ったら、やっぱり話すこと、話を聞いていることが一番楽しみだということですね。そういう時間がなくなるということは、やっぱり本当の意味で介護ができなくなるという心配が出てきているんですね。その辺をどうやっぱり対処していくか。もう一つは、保険料の値上げ、介護保険の値上げがどのぐらいになるのか、具体的にわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） ヘルパーさんの時間の問題につきましては、ちょっと私、現在では把握しておりませんので、確認して、多分制度上の問題で、会合等とサービスの時間の支給の割合がどういうふうになるかというな改正がされようとしているという状況かというふうな判断でございます。それにつきましては、調べて、後でお答えするようにしたいと思います。

それから、保険料の問題につきましては、予算等もでございますので、今、試算中の段階でございます。ただ、全国的な平均値で申し上げますと、現在の介護保険料の平均、全国平均が約4,200円だそうでございます。那珂川町につきましては、平均の値が2,900円、3,000円をちょっと下回るぐらいの価格でございます。それが、おおむね1,000円から1,500円程度、制度の保険法の一部改正もございまして、施設等の整備等にあわせた負担金といいますが、これからの見込みに対しましての、受益者の負担分、保険者の負担といいますが、その分につきまして、1,000円から1,500円程度の値上げは必要だろうというのが今の状況でございます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 値上げは必要だろうと簡単におっしゃいますけれども、立場上そうなっちゃうと思うんですが、値上げされたら、やっぱり年金だけで介護を受けている人たちというのはものすごい負担になるわけですよ。また、それだけじゃないわけですね。消費税の値上げも言われているし、あとは医療費の値上げも言われているでしょう。70歳から74歳の人々が1割だったのが2割負担となるわけでしょう。そうしたら、本当に生活していけなくなると思うんですよ。やっぱり町として、そういう人たちをどういうふうに、今度まして団塊の世代がふえていくわけではないですか。年齢層が上がって行って、今度は高齢者の割合がものすごくふえていくわけですよ。そういう中で料金が上がっていく。

年金も今度には削られるような話でしょう。そうしたら、本当に生きていけなくなってしまうんじゃないかと思えますよね。そういう点で、町としては、正式なあれはまだ出てきていないですけども、そういうのに何らかの手を打とうと考えているのであれば、それを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 先ほど、改正点の6番目ですか、保険料の上昇の緩和ということで、基本的に国といたしましては、手持ちの基金等を取り崩して、保険料がなるべく上がらないような措置を講じなさいというような話、それから、そういった給付のサービスに

つきましても、余り伸び率を、これ、必要なものは当然伸ばしていくわけですが、適正な給付サービスにするように十分配慮した上で保険料の確定をするようにというような指摘等もございます。そういった項目等を押さえた上で、なるべく最小限の値上げという形で対応してまいりたいということで、今、いろいろ苦慮しております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 本当に人の命を救うか救わないかの問題になってくるといふふうに思います。憲法25条で保障されている基本的人権、人間らしく生きることさえできなくなっちゃうというのが今の国のやり方だと思います。そういう点で、そのしわ寄せは地方に来る、地方の市町村にくる。だから、そういう点で国がいろいろペナルティもかけてくるとは思います。できることはやって、できるだけそういう対象になる層がどんどんふえていきます、大きくなっていきます。でも、そういう人たちが今の日本をつくって来た人なんですよ。みんな苦労しながら、戦後の中で、そういうことを考えて、やっぱり地方自治体としてできることを、大変だろうけれども、町民の協力を得ながらやっていく方法を考えていかなければならないんじゃないかと思います。

私も、ここで質問する前に、独居老人のところを何カ所か歩いてきました。この間、寒い日だったんですけどもね、もう88歳になるおばあちゃんと話をしたんですけども、電気もつけない、火もないんですね。真っ暗な中でひとりいるんですよ。これを見たとき、本当に、何でこんなことしなければならぬだろうと、本当に年金暮らしなんですよ。だから、やっぱり年金を考えるとそういうことしかできないと、火も燃そうともしなければ、本当にお湯も飲もうとしない。最低限のあれをやっているんだと、これ以上お世話になったのでは申しわけないというようなことを言うんですね。そういうのを見たとき、本当にこの人たちは何のために頑張って生きてきたんだろうと、あの大変な時期を、そういう人たちを見捨てることがあってはならないといふふうに思います。

それと、そのほかにも90からのおばあちゃんとも話をしてきたんですけども、歩くのがやっとで、はって出てくるような状況で申しわけないと言っているんですけども、一番の楽しみは何ですかと聞いたら、さっき言いました、ヘルパーさんなり、あとは訪問看護で来てくれたり、またはデイサービスに行ったりすることが楽しいというんですね。そうするとやっぱり何がいいと言ったら、やっぱりおしゃべりがしたいと言っているんですね。もう、私なんか言っても、すぐ帰ってきたいんですけども、ついつい1時間ぐらひは話すようになってしまいます。

ただ、問題は、ひとりで置くと、家族というか、子供さんたちも心配で、結局施設とかそういうのに入れようとするんですね、また通わせようと。しかし、施設の職員とか周りの人で一緒に行ってくれる人がいれば、行ってもいいというんですよ。しかし、実際そういうところに行って、職員も知らないし、だれも知らない人ばかりだと、行くことがストレスになると言うんです。本当は行きたくないんだけど、子供たちが心配でしょうがないから、行ってくれというから私は行っているというおばちゃんもいました。

だから、そういうことを考えた場合、さっき課長も言ったんですけども、地域で見守り隊ではないですけども、そういうあれを自治会とか民生の方も含めてやっぱりこれからつくっていかないと、施設だけでは対応できない問題が出てくると思います。

とにかく顔を合わせて話すだけでも全然違うんですね、ストレスが。行ったときと帰ってきたときで顔色も違って来るし、そういう点で、きめ細かなとはいかないまでも、やっぱり地域を挙げた、そういう施設に行かなくても、軽い段階でも、認知症とか、軽い段階でも抑えられるように、そういう見守り隊とかお話グループとか、そういうのをつくって、小規模なものでも地域でやっていけるような体制を組んでいかないと非常にこれから財政的に大変になるし、そういう人がふえる可能性はありますから、そういう点で独自の、町独自の考えというのを持って、町民の協力を得て進めていく必要があると思うんです。その点で課長の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 現場、まさに、今、議員さんがおっしゃったように、今回の介護保険法の改正、6月の介護保険法の改正も、地域でなるべく元気な方は支え合っているというような精神でございますので、そういった精神を少しでも町の中で広めて、さらにそういった中から、いろいろ実際の生活をして困っていらっしゃる方をどうしたらいいかというのを吸い上げるようなシステムにしていきたいと思います、見守りのほうはですね。そんな形で考えておりますので、その手始めといたしまして、地域で何ができるかということ町民の方々と協働しながら、この事業を進めていければというようなことで、当面はモデル地区ということで何地区かお願いして、それが全地域に広がるような形でできればお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 課長に答弁いただいたんですが、ほかの町でやっていることをまねするのもいいですけども、自分たち独自で、やっぱり地域に合ったやり方を考えていくべき

だというふうに思います。我々、だれもが年をとっていくんですね。そのことをやっぱり頭に置いて、行く道なんだということを頭に置いてこれはやっていかなければならないことだというふうに思います。それが、戦後苦労してきた人たちに報いる一番のあれじゃないかというふうに思います。

まだ質問時間はありますが、以上で終わりにします。ありがとうございました。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は3時05分といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

議長（川上要一君） 再開をいたします。

一般質問を続けます。

鈴木雅仁君

議長（川上要一君） 4番、鈴木雅仁君の質問を許可いたします。

4番、鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） 4番、鈴木雅仁です。通告書に基づきまして、一般質問を行います。

私からの質問は、1つ目に、那珂川町の森林環境施策について、2つ目に、町ホームページの活用方法等についての2項目であります。町執行部の明快なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、森林環境施策について質問をいたします。

本年、我々の住むこの日本は甚大な災害に見舞われました。3月11日に発生した東日本大震災においては、地震や津波の影響により、多くの家屋が倒壊し、多くの貴重な命が失われてしまいました。震災よりはや9カ月が過ぎ去ろうとしておりますが、今なお避難生活を余儀なくされている方々たくさんいらっしゃいます。そしてまた、9月21日に日本列島を縦断

した台風15号におきましても、河川の増水や土砂崩れなどにより多くの被害がもたらされました。ことしほど、自然災害の恐ろしさを痛感させられた年はありません。この事実を風化させないためにも、途切れることのない継続的な支援を行わなければならないとも痛切に感じています。

さて、当町におきましても、こうした自然災害のつめ跡が今なお各所に残されています。災害復旧事業が数多く発注されて、徐々に復旧作業も行われておりますけれども、まだ手が加えられていない箇所がたくさんあるのも現状であります。当町の約7割を占める山林です。これまで、町の基幹産業として町財政を支えてきたとも言える林業ですが、こうした切迫した状況も踏まえて、荒廃が急激に進んでいると言わざるを得ません。この問題を解決するべく、これから質問をいたしたいと思います。

まず、1点目です。本年発生した災害等による山林などの被害状況と復旧状況についてお伺いいたします。

続いて、2点目、まず初めに、訂正がございます。通告書の11ページの質問項目1の(2)の部分、括弧の中の「とちぎの元気な森づくり環境税」となっておりますけれども、この部分、環境税を県民税に訂正をお願いしたいと思います。私、今回、一般質問の通告書の締め切りを5時ぎりぎりに提出してしまいまして、再確認を行って、間違えてしまいました。大変失礼いたしました。

さて、改めまして、2点目の当町における「とちぎの元気な森づくり県民税」の使途、利用実績についてお伺いいたします。

次に、3点目、地球環境保全協定について伺います。

これにつきまして、過去2008年の3月議会におきまして、質問をさせていただいたことがありましたが、これは都市部と地方が手を結んで、森林整備を通じて、地球温暖化防止と住民交流を目的として締結されるものであります。多量の二酸化炭素を排出する都市部の自治体が森林を有する地方の自治体に財政支援を行って、地方の森林保全事業によって増加した二酸化炭素の吸収量を都市部の二酸化炭素排出量で相殺するという、いわゆるカーボンオフセットを行う協定であります。都市部、地方自治体、そして山林ともに、三拍子の取り組みでありまして、実例では東京都新宿区と長野県伊那市とで結ばれているものがあります。そのほかにもたくさんありますが、こうしたことによって、多額の費用が森林環境保全のために有効活用されています。改めまして、この地球環境保全協定につきまして、町の考えを伺います。

続いて、4点目です。フォレストック認定制度の導入について伺います。

なかなか聞きなれない制度ではありますが、この制度は、適正な管理で生物多様性が守られている国内の森林を認定し、その整備保全に必要な資金を募る一般社団法人フォレストック協会というところがあるんですが、このフォレストック協会と提携をする制度です。県内では、矢板市の山縣有朋記念館の森がこの制度を導入しています。また、民間ではゴルフクラブ大手のキャロウェイゴルフでこの制度を導入して、商品等の購入を通じてゴルファーたちが自然な形で環境に貢献できる仕組みをつくり上げています。こうしたフォレストック認定制度の導入について町の考えを伺います。

以上4点、森林環境施策について、ご質問いたしたいと思います。

続きまして、2項目の町ホームページの活用方法等について、ご質問いたします。

ここに興味深い資料があります。日経新聞の関連出版会社の日経BP社というところがありますけれども、ここが発行する日経BPガバメントテクノロジーという専門誌のデータです。全国の自治体の情報施策担当者あてに無料で届けられている雑誌ですから、当町の情報関係担当者のお手元にも届いているかと思しますので、ご存じかとは思いますが、この雑誌に、全国都道府県1,361団体に対して情報化の推進について調査を行ったe都市ランキング、これは2009年の資料ですので2009となっておりますけれども、このeというのはデジタル化、電子化の意味のeのe都市ランキングというものがあります。これは、自治体の情報化の進展度を評価してランキングしたもので、全国1,798の自治体に対してアンケートをし、回答のあった1,361団体について、情報化への取り組みを算出したものであります。評価項目として、情報サービス、庁舎内の情報化、セキュリティ対策などの5つのカテゴリーについて点数化をしています。もちろん、ホームページについても情報サービスとしての評価項目に参入されているわけです。

この調査結果において、我が那珂川町、2009年のデータですけれども、我が那珂川町は、1,361団体中、総合順位で第1,058位、県内で回答のあった21市町の中でも残念ながら最下位となってしまっています。この手元の資料は、重ね重ね言いますが、2009年のケーブルテレビの高度化事業が終了する以前のデータをもとにつくられたものですので、少し古いものでありますし、一概にこのランキングだけをもって、当町の情報化が甚だしく遅れているという判断はできませんが、しかし、一方で対外的には余り評価が高くないという事実は否めません。

さて、こうした状況を踏まえて、こうした情報化に対して、もう一步踏み込んだ取り組み

が必要であると私は考えます。そこで、当町の電子化、情報化の顔とも言える町ホームページの活用方法について、お伺いいたします。

まず、1点目に、ホームページ制作及び管理と、その費用についてお伺いいたしたいと思っております。

次に、2点目、諸様式のダウンロードについて現状をお伺いします。

最後に、3点目、町施設等のネット予約について、現状についてお伺いいたします。以上、2項目について、第1回目の質問を終わりにいたします。

議長（川上要一君） 町長、お願いします。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。1項目目の森林環境施策についてお答えいたします。

1点目の、本年発生した災害による山林等の被害状況と復旧状況についてであります。3月11日に発生した東日本大震災、及び9月20日から21日の台風15号豪雨による那珂川町の山林等が甚大な被害を受けました。被害状況は、山腹崩壊等によるもので、国庫補助及び県事業に該当する被害については16カ所、復旧事業費で7億5,000万円に及びます。地区は、矢又地区内の山腹崩壊、片平地区の山腹崩壊などです。これらの復旧計画ですが、県による治山事業により対応してまいります。23年度で対応できるものと、24年度以降の事業となるものがあり、町としましても、地元の意見等をあわせて早急な復旧に向け、努力をしているところであります。

2点目の、当町における「とちぎの元気な森づくり県民税」の利用状況ですが、この県民税は、森林の持つ豊かな水や空気をはぐくむ力、また、地球温暖化防止のためのさまざまな働きを県民の理解と協力のもと、森林を守って育て、後世に伝えることを目的として、平成20年4月から導入されたものであります。とちぎの元気な森づくり県民税を利用したさまざまな事業を展開しております。那珂川町におきましても、県民税導入年度から、将来まで守り育てる里山としてすくすくの森の整備、安全・安心確保のための里山として薬利小通学路の山林伐採、野生獣被害軽減のための里山として細田地内の山林伐採等を行ってまいりました。また、山林所有者等がボランティアで行う環境整備に対し、資材の提供を実施しております。事業規模は、20年度からの3カ年で34カ所、2,900万円の事業を行い、那珂川町の森林環境整備に移管されております。

3点目の、地球環境保全協定につきましては、自治体と企業などが環境に優しいまちづくりのためのさまざまな取り組みに対し、協定を締結すること、また、地球温暖化防止のため、

二酸化炭素排出量が多い自治体等が二酸化炭素を吸収する機能を有する森林を整備する手法であり、自治体間で協定を結ぶ例があります。那珂川町においても、このような協定は結んでおりませんが、広い意味で事業としまして、神奈川県の高校生と都市と里山の交流体験を実施しており、生活圏の異なる若者たちが交流を図り、伐採体験などを通じて地球環境保全に取り組んでおります。また、那珂川町と豊島区との間にふくろう協定の締結を予定しており、今後さらなる交流と発展を行い、森林等の保護育成を図り、地球環境保全に結びつけば幸いと考えております。

4点目の、フォレストック認定制度の導入については、この認定制度は、森林法に基づく森林施業計画の認定を受けた森林等を対象とし、森林の二酸化炭素吸収量など第三者専門機関が審査して、フォレストック協会により認定される制度であります。二酸化炭素を吸収する森林を整備することにより、温室効果ガス削減に大きく貢献できるものとされています。この認定制度は、現在のところ、広く認知されていない状況であり、町としましても、制度の内容を調査・検討してまいりたいと思います。いずれにしましても、那珂川町における森林の保護及び整備については、町としましても、重要なことと認識しており、今後も積極的に施策を行ってまいります。

2項目め以下の質問については、担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 続きまして、2項目め、町ホームページの活用方法等に関する質問でございますが、第1点目の、ホームページ制作及び管理とその費用についてのご質問にお答えいたします。

町では、現在、開かれた町政を推進し、地域社会の活性化を目指して、行政情報の公開や発信を迅速かつ積極的に行い、また、町民にわかりやすく、使いやすいサービスの提供に努めているところでございます。現在のホームページは、議員ご存じのとおり、ケーブルテレビの高度情報化事業にあわせまして、平成21年4月にリニューアルしたものでございます。新しいシステムの導入に伴い、各課から直接ホームページに内容を更新することができまして、すでに最新の行政情報を迅速に提供できるよう努めております。

システムの保守業務に関しましては、現在のシステムが高度情報化の一部門として運用している関係上、当町の高度情報化システムを管理しております富士通ネットワークソリューションズ株式会社に保守業務を委託しておりまして、委託料は年額110万2,500円でございます。

次に、2点目のご質問の諸様式のダウンロードにつきましては、ホームページのトップページから各種申請書というものがございまして、そこからダウンロードすることができます。現在のホームページでは、福祉・観光・教育・スポーツ・施設などの利用申請書、それから、奨学金、各種補助金の申請書、デマンドタクシーの利用登録票など、45件の申請書類等を直接だれでも入手することができます。しかしながら、ダウンロードできない申請書等もございまして、今後、提供可能な申請書の書類をふやし、ホームページ上で直接入手できるよう、また担当課や部門ごとに申請書一覧を整備しまして、利用者が必要とする書類を探しやすくするなど、より一層のサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、第3点目の町施設等のネット予約についてのご質問でございますが、ネット予約につきましては、図書館の蔵書の検索、それから予約が可能になっておりまして、蔵書の有無、それから貸し出し中か否かを確認し、貸し出しの予約をすることができるようになっております。それ以外の申請書につきましては、ネット上で直接町が管理する施設の予約から空き状況の照会などを行うことはできません、今の状況はですね。電話などによりまして、担当部署に連絡をとり、照会また予約をする必要がございます。

また、体育施設等の予約につきましては、現在、利用団体による調整管理等によって決定しておりますので、町内の個人・団体の利用は多くがこの調整管理等により決定をしております。仮にネット予約を行った場合でも、予約が可能なのは、調整管理後のあいた部分の申請に限られてしまうということになります。したがって、費用をかけたとしても、ネット予約を実施いたしましても、どの程度の利便性が提供できるか、コストに見合った効果が見込めるかどうか、現時点では未知数でございます。

また、来年度から、ケーブルテレビを指定管理者に委託することによりまして、公民館、それから青少年旅行村など各種施設の予約システムを開発ができるのではないかと考えておりまして、近隣市町村の活用状況等を見きわめながら、ネット予約の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） それでは、2回目の質問に移ります。

まず、1点目の森林施策についてであります。1番の災害の被害と復旧状況についてですが、このたびの災害において本当に多くの被害をこうむったことを改めて再認識いたしました。本当に深刻な状況だと感じています。

さて、そこでお伺いいたします。地震や台風のまさに被災当時、現地で間伐や切り出しなどを行っていて、こうした災害の影響によって直接的な被害をこうむった方々の件数について町は把握しているかどうか、また、そうした方々への補償や支援制度はあったのかについてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 現実を町が把握しているかということでございますけれども、報告があった箇所につきましては、現地調査をしまして、件数は把握をしております。ちなみに、東日本大震災ですと、地震によるものが矢又地区ほか4カ所、あと、台風15号によりますのが、片平ほか10カ所となっております。今の地区については、国・県の治山事業により復旧する箇所となっております。このほかに、治山事業に該当しない小災害については、このほかたくさんございました。

また、支援制度でございますけれども、現在のところ、町といたしましては、補償や支援する制度はございません。ということで、国の治山事業、あるいは県の治山事業によって対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 大きいところ、国や県の支援事業で修繕する箇所、地震の際に4カ所、台風の際に10カ所、それ以外のところ、細かいところはかなり多くあるということで、そうした部分に関しての修繕はこれからになっていくんですかね。ぜひ、緊急に直していただけるように要望いたしたいと思います。

次に、福島第一原発事故において、さまざまな物品について出荷停止などの措置がとられてしまっている現状において、木材関係の影響はなかったのか、また、仮に影響があった場合の補償についてはどのようなになるのか、お伺いします。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 原発事故による森林の被害ということでございますけれども、今のところ、森林所有者とかの関係者から被害の報告、あるいは木材関係の影響については聞いてはおりません。影響あるいは被害があったとすれば、農作物と同じように、東京電力のほうに補償の請求をするような形になるかと思っております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） そうした場合の窓口というのは、町のほうになるのですか。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 今のところ、そういう話が出ていないものですから、どこになるかちょっと把握しておりませんが、例えば、森林組合のほうでまとめるとか、農作物なんかにつきましては、農協出荷の関係については農協が窓口になっている。それ以外の個人でやっているものについては、町のほうが受け付けをして、そのほうの協会に出すというような手続をとっておりますので、森林の被害についても、そういうのがあれば、同じような形になるのではないかというふうに思っております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） わかりました。

次に、先ほどの町長の答弁にありましたとおり、災害復旧に対して、町として地元の意見等をあわせて早急に取り組むという答弁がございました。地元から具体的にどのような意見が出ているのかについて、お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 地元からは、特に矢又の災害につきましては、下に人家がございまして、そういうことで、そこに住んでいる方から、余震とか、あるいは大雨があったときに、いつ崩れるか心配で安心して眠れないような状況だということで、そういう話をされました。一時避難している方もいましたし、そういうことで、話がありました。そういうことで、緊急性のある箇所については、県のほうにも早目に復旧工事に取りかかるように要望はしております。矢又地区については、完全に完了するには3年ぐらいかかるというようなことですが、既に国庫のほうの補助金がついているみたいなので、今年度からできるところから実施していくということみたいです。

以上です。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） さまざまな地域からの要望があると思いますが、そうしたものがいち早くこたえられるように努力をされているようなニュアンスを受けました。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

さて、私も、地元の意見として、台風15号直後に富山地区の林道8路線について独自に調査を行いました。林道自体が沢が5メートル以上流されちゃって、もう道がない、通行できないというような箇所や、土砂崩れによって林道がふさがれちゃっているとか、ブロック積みの裏側の流出による通行が危険で、危険きわまりない。また、数年前から何度も農林課のほうに被害状況をお伝えしている箇所なんですけど、奥に民家があって、生活道路としても

使用されている林道で、沢水が大量にオーバーフローしてしまって、道が隠れてしまう箇所なんです。こんな調査箇所を写真とともに、農林振興課へ提出させていただきました。これらの対処についてはどのようになったか、お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 今回の15号台風で被害を受けました箇所につきましては、実は、きょう、国の査定が実施されております。富山地区の8路線の中には、今回の国庫の災害復旧査定を受けるところはないんですけれども、8路線の中で、今回12月の補正で単費のものでも補正しますので、そういった中で対応してまいりたいというふうに考えております。

あと、もう一つ、民家があるというところなんですけれども、これは、もう前々から鈴木議員さんからも指摘がありましたけれども、岩村議員さんのほうからも何回も話があったところでございます。ちょっと構造的に沢の設計がよくなかったんだか、土管が小さかったんだか、集中豪雨のときに土砂が堆積して道路が流れてしまうという状況になっております。

対応でございますけれども、今回、土砂が埋まって、ヒューム管が埋まっているような状況になっていきますので、これにつきましては、町だけの林道ではないんですけれども、森林組合が管理しているということで、森林組合のほうで復旧工事を実施することになっております。また、将来、その土管の管の太さとか、急に90度に曲がって流れるような土管になっていますので、その辺のところは今後改善していかないと、大雨が降るたびに埋ってしまうのではないかとというふうに心配されていますので、今後検討してまいりたいというふうに考えています。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 本当に、いろいろな災害があって、ほかの路線と同様に、実は数年間を要して、観光地としてようやく地元の方々とともに作り上げてきました、イワウチワの群生地というところがあります。ここにつながる雁沢林道なんですけれども、台風被害により現在ほぼ通行できな状態になっています。年間約3,000人ぐらいようやく観光来場者が来るようになってくれました。来年3月末から見ごろとなるこの群生地の唯一のアクセス道路であるこの林道修繕について、現状と今後の復旧予定についてどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

そしてまた、これについては観光資源としての重要性も考える必要がありまして、早急に対応を図るべきだと思いますが、農林振興課だけではなくて、商工観光課とともに、組織横断的に対応を図っていただけないか、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 雁沢の林道の災害につきましては、災害を受けたときにすぐに議員さんのほうから私のほうに連絡がありまして、私も林道に行きまして、現地に行きました。現地に行きましたけれども、途中までしか入れなくて、土砂が堆積していて通行どめになっているような状況でございました。

復旧につきましては、森林組合のほうで復旧することで、イワウチワが見られる3月から4月ですか、そんなにはならなくても早く土砂の排除とかの工事はしたいと思っております。雁沢のイワウチワについては、地元で前々から整備も行っているということでは聞いております。そういうことで、町のほうとしても、見に来た人が入れないようにならないように対応してまいりたいというふうに考えています。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 何とか早目に対応していただいて、本当に町外からもお客さんがたくさん来ていただけるような環境にようやくなりましたので、交流人口をふやすためにも、ぜひそうした手配をしていただきたいと思います。

次に、とちぎの元気な森づくり県民税についてお伺いしたいと思います。

ちょっとまとめて質問させていただきますが、県全体の総量と比較して、当町に対する割合はどの程度かということ、それから、当町に導入された県民税の現在までの費用対効果のようなものはどのようになっているのか、そして、特に効果が見られた箇所や例について、あればお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 平成22年度でございますけれども、県全体で約11億の県民税を利用した事業を行っているようです。そのうち、那珂川町は、県の奥山林の整備を含めてですけれども、約3,800万円の事業を実施しております。

それと、この事業によって費用対効果ですけれども、この県民税については、前にも鈴木議員のほうから一般質問があったと思いますけれども、前に質問を受けた当時、20年から始まっていますけれども、その当時、取り組み面積が20ヘクタールぐらいだったんですけれども、現在は3倍の約60ヘクタールぐらいの地区を対象に今実施しております。

特に効果ということですが、野生獣害から守る里山の整備で、細田地区で遊休農地を解消しまして、ソバの作付をいたしました。あそこの地区は、毎年イノシシの被害に悩まされていた地区なんですけれども、今回、この鳥獣害から守る里山の整備によりまして、山

すそをずっと下刈りをしました。その結果、ことし聞いた中では、被害がなかったということを知っていますので、そういったことで効果は上がっているかというふうにも見ております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 県民税の利用方法として非常にいい取り組みをされているというふうに感じました。また、この質問をしたのは、多分、導入される寸前ぐらいだったと思います。そのときの20ヘクタールから60ヘクタールということでふえておりますし、ここにはやっぱりその県に対する働きかけが十分されたのかと思います。今後も県民税はそのままありますし、それをまた那珂川町にうまく活用できるような取り組みを続けていただければと思います。

次に、これから冬を迎えるわけです。きょうも何か寒くなってきて雪が降りそうですけれども、道路等の凍結する箇所が、これから危険箇所が出てまいります。こうした場所に関しては、その多くが木が生い茂って常に日陰になってしまって、先ほど大山田の話がありましたけれども、そういう木が日陰をつくってしまう箇所について、非常に凍結や積雪が残って危険なふうになってまいります。こうした冬季の路面凍結箇所、特にスクールバスの運行経路を含む子供たちの通学路周辺の部分の伐採や整備について、この県民税を利用することができないかについてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） このとちぎの元気な森づくり事業につきましては、将来まで守り育てる里山、あるいは安全・安心確保のための里山、野生獣害軽減のための里山の整備ということで3つの項目がございますけれども、その中の、現在も実施しておりますけれども、安全・安心の確保のための里山ということで、県民税事業の中に、通学路周辺にある森林で子供たちの安全を確保するために整備することができますよということになっていますので、そういった通学に関しては、スクールバスとかそういうバスも通りますので、多分事業には該当するかと思いますので、そういった箇所がございましたら、現地調査をしまして、今後、そういった間伐的な日陰地を解消するような事業も県民税の事業でできないか、県のほうに確認させていただいて、取り組めるようであれば、事業に取り組んでまいりたいと考えています。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 続きまして、地球環境保全協定について再質問いたします。

さきの2008年3月議会において、この質問をさせていただきました。その際、十分に検討して、町として積極的に働きかけをしていきたいといった答弁がされました。それを受けて、本件について検討をしたのかしなかったのか、また、その辺、その結果についてはどうだったのかについて、まずお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 検討したかということなんですけれども、この保全協定までには至らなかったんですけれども、先ほど町長のほうから答弁がありましたように、神奈川県と大学と高校生と都市と里山の交流体験などを実施してきました。ことして3年目、実施したわけなんですけれども、これにつきましては、来年度も継続して、去年やったのは、子供たちに間伐の体験をしてもらったり、すくすくの森だったんですけれども、そういった間伐の体験をしてもらったりして、そういう体験を通じまして、森林環境保全に取り組んできたというところでございます。

ということで、この地球環境保全協定というところまでは全然いってはいないんですけれども、今後、先ほど益子明美議員からも質問がありましたように、豊島区とのふくろう協定なんかもございますので、そういった中で提案ということも益子議員からありましたから、農林振興課といたしましても、そういった提案をいたしまして、すくすくの森とか町有林を活用した体験交流とか森林環境保全につないでいければいいかというふうに考えております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） ぜひ提案をしていただければと思います。前回、質問させていただいた長野県の伊那市のように、先ほど益子議員からもありましたとおり、豊島区と那珂川町とのふくろう協定です、カーボンオフセットについて具体的に提案をしてみたいかでしょうか。

これについては、多くの箇所が事例としてもありますし、原則二者間で締結するものでありますので、協定の結び方によっては、その用途など特段の厳しい制限を受けないものであるかもしれません。事、森林整備に関しては、費用がないために実施できない箇所があるという現実の問題に対して、こうした解決の早道であると思いますけれども、これについては、午前中の益子明美議員の質問に対する町長の答弁で、相手があることでということで、協定が締結した後に考えるというお話の後に、町長が各課のほうに提案を呼びかけるという場合があるという話ですので、ぜひ振興課さんのほうで、町長のほうに提案をしていただければと思います。

それでは、もう少々おつき合いいただいて、フォレストック認定制度についてお伺いしたいと思います。

この認定制度についてですが、確かにこの制度は非常にまだ認知度が低い制度であります。しかしながら、一方で、二酸化炭素というのは、もう見えないものでありますし、その見えないもので取引をするわけですので、しっかりとした削減量の把握と、その効果について、排出側もそうですが、削減側も双方が明確にする手段の一つとして、この認定制度、非常に有効な制度であると思います。これに関して、お伺いいたします。

町が、里山や森林の整備などにかかる費用の規模ですね、年間どのくらいかかるのか、また、今後、こうした整備に対して年間ベースでどの程度の費用をかけることができるのか、お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 費用ということなんですけども、農林振興課で林業の関係の予算としては、そういった整備すべて含めた林業総務費の中では、年間7,000万円ぐらい事業費で実施をしております。これにつきましては、今後も7,000万円ぐらいの事業費の中で整備をしていくことになるかと思えます。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 非常に限られた予算の中で実行しなければならない。もちろん、事業もそうですけれども、そうした整備についても行わなければならない。こうした問題をクリアする、ある意味クリアできるのが、もしかしたら町の財政を今までの現況の財政を圧迫することなくクリアできるのが、このカーボンオフセットやフォレスト認定制度だと私は思っています。これらをもとにした財源で、整備の費用だとかを賄うことができるのではないかと考えています。

本当に認知度が低い部分が確かにあって、行政として取り組んでいる事例というのがまだまだ少ない状態です。その中でも、市町村合併をせずに、あえて独立の道を選んで、百年の森林構想というものを掲げて、森林再生から地域再生を目指している、人口がたった1,600人しかいないところなんですけど、岡山県の西粟倉村というところがあります。この粟倉村では、本年4月よりこの制度を取り入れ、実施をしているところです。ぜひ、こうした行政で取り組む事例をまず調査してみたいかがでしょうか、その辺の見解をお伺いします。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） このフォレストックの制度の質問については、実際質問があ

ったときに、私のほうもいろいろインターネットとかで調べてみたんですけども、全国でもまだこの認定を受けているところが少ないということで、先ほど議員さんのほうから言われましたけれども、栃木県では1件、財団法人の山縣有朋記念館というところですか、そこで認定を受けて実施しているみたいですけども、まだまだ勉強不足のところがありますので、今議員さんが言われたように、先進地等の事例を調査しまして、町のメリットあるいはデメリットを検証しまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） この自治体でもそうだと思うんですけども、財源がないので施策がなかなか進まないというのが、ここ最近、ある意味行政の口癖のようになってしまっていて、それを口実に進まないのをよしとするような風潮が実際あったりします。特に、こうした森林の整備などについては、町に財源がないんだったら、やっぱりもうそれは外から持ってくるしか、これは早急に手当てする方法というのはなかなかないんだと思います。この手段として有効であると思われるのが、先ほど言いましたけれども、県の施策であるところの、とちぎの元気な森づくり県民税の有効活用であったり、そして、今回提案させていただきました、カーボンオフセットやそしてフォレストック認定制度なのだと思います。

今までどおりに普通にやるだけでは、こうしたものは進みませんし、よくはなりませんし、整備も遅々として進まないかもしれません。何もせずに、ただ与えられるものだけ待っていて、そういう時代ではなくなってきたんじゃないか。むしろ、都会のほうがかこうした森林の整備だとか、二酸化炭素の削減などについては力を入れているのではないか。ほかの市町村のどこかがやるというんじゃなくて、自分たちが何をやって、どう施策を進めていくのかが今最も重要なことであると思っています。ぜひこうした制度の導入について、前向きというだけじゃなくて、むしろ前のめりで検討していただいて、森林環境施策の推進に努めていただきたいと思います。

以上で、1点目の森林環境施策について質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、町ホームページの活用方法について、再質問をさせていただきたいと思います。

ホームページの制作については、110万2,500円、相応の費用をかけてこのページの管理を行っていることがうかがえましたが、情報の更新についてはどのように行われているかという質問をしようかと思ったんですが、各担当の課が、それぞれ最新の情報を定期更新しているということですので、それは抜かしまして、最新の情報なんですが、那珂川町の

ホームページをリニューアルしてから、携帯電話を利用してページを見ることができるといふうにうたってあります。

そのページを検索したところ、実は、施設の連絡先のみが列挙されているだけで、実質、その8月18日以降、変更がされていないんです。更新もされていません。最近、本当に携帯電話で検索する方が非常に多くなってきていまして、ここからいろいろな情報を手に入れるということがもう当たり前のことになっています。ですので、このモバイルページへの対応十分なんでしょうかとちょっと疑問なところはあるんですが、今後の予定も含めてお考えを伺いたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 今、議員のほうからご指摘がありました、モバイルページにつきましては、議員ご指摘のとおり、11日以降やっていないということでございますので、これについては、どちらかという、ネットを中心に今までのところやっておりました。広報広聴係のほうで主にやっているわけなんです、そのほかに、先ほどのイノシシ肉の放射能汚染停止とかというの、そこは農林課のほうから入られたという形で今回の対応をしました。そのような形でやっておりますので、若干モバイルまでは進めなかったところがあります。今後は、そこまで入れていければと思っております。イベント情報とか、イベントカレンダー、それからお知らせ、新着情報というのは、常に更新しておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） ぜひ、今、携帯社会というか、携帯がないと生活ができないなんて言っている方もいらっしゃるほどですので、ぜひモバイルのほうのページを十分に対応を図っていただきたいと思います。

次に、答弁の中にありました申請書の件です。各種申請書の様式があることはわかりました。私、これらについても、先ほどの答弁にもあったんですけども、バナーを開くと、申請書のバナーという四角いところをクリックすると、題名がばあっと並ぶんですね。ただ、名前だけが出てきて、一般の方には多分内容がわからない。中に入ってようやく様式が出てくるので、あっ、これはそういうものだとなるようになるんですが、例えば、広報、広告の有料広告掲載申請書というところがありましたけれども、ここの例えば隣のところに、題名とか、横にこれは何々のどこどこに掲載される広告で、1通当たりどのぐらいしますよみたいなわかりやすい情報がその場でわかるようになれば、もっと利用する人が多くなると思

います。ぜひ、こういうふうに変えていただければと思っています。

加えて、申請書について、先ほど、これからどんどん申請書として出せるものについては掲示を行っていただけるというお話でしたが、ちょっと要望にも近いところがあるんですが、職業柄、那珂川町の工事入札書はどこで買うことができるのでしょうかという質問を受けることがあります。以前は、町内の指定業者さんが取り扱いを行っていたんですけども、時代の流れもありまして、扱う業者がいなくなってしまうと、できれば、こうした書類についても、ホームページ上でダウンロードできるような計らいをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 関係課のほうと協議をいたしまして、載せられるものは載せていきたい、先ほどの1回目の答弁にもありましたとおり、やっていきたいと思っております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） ぜひ取り組みをよろしくお願いいたしたいと思います。

最後の質問になると思います。町施設のネット予約について、現在、図書館の蔵書の予約もできるようになっているという話でした。実は、県内では、栃木県を含めておよそ11の市と町が町有施設のネット予約を行っているという状況です。確かに、その費用対効果、会議が終わった後、あいている部分を予約するような形で果たして採算がとれるのかという話もありましたけれども、何せ当町はケーブルテレビの高度事業化、三大施策の中に入っていたり、とにかくこれは進めなければならない高度化事業なんだと思っています。そしてまた、ネット環境が十分整っているということも、この町だからこそなんですね。

ですから、このネット環境の整っている当町において、こうした取り組みがむしろなされていないというのは、その施策に逆行してしまうものじゃないかと、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、そう思わざるを得なくなってしまうと思います。できれば、本当に町外の人が見て、こういうところが予約できるんだとかいうのがわかれば、もしかしたら、外から来るかもしれないですし、あいているときに、たまたまその人たちが希望する日にちかもしれませんし、できればこの取り組みをぜひやっていただきたいと、これは要望に近いんですが、見解をお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 町外の入込み客数の増加ということもありますので、公民

館とか難しいところもあると思うんですが、青少年旅行村とか、あとはまほろばのキャンプ場とか、町外から来て利用するようなところをやってみたいと思っております。町内の方優先で使うグラウンドとか体育館というのはまた別な形でやっていきたいと思っております。その辺は、町民の方、町外の方、利用しやすいような形でPR等やっていければいいと思っております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 最後になります、多数の提言、苦言というか暴言というか、大変苦言を呈してしまいまして、本当に申しわけないなと思っております。でも、これが、先ほど冒頭に言いましたとおり、情報化が1,058位、こういうのが当町のホームページ、ある意味ホームページですが、現状であります。利用者である町民の皆様、そして町外からの利用者に対して、事務的ではなくて、よりわかりやすく、より利用しやすい方法を常に検討していただいて、実施していくことも、公共の情報発信者である町の役割だと私は考えています。

那珂川町のホームページを開いて、すぐ左のところに、町長のあいさつがあります。そこには、「このホームページはここに暮らす人々に大切な情報をお伝えすることはもちろんですが、たくさんの町外の皆様がアクセスし、この那珂川町を知っていただければとの願いから開設しています。」中略しまして、「まず、インターネットという便利なツールにより一足飛びに我が那珂川町においでいただき、関心を持って足を運んでいただければ幸いです。」と書かれています。まさにこれは真実だと思います。

しかし、提供する情報がわかりづらかったり、欲する情報がどこにあるかわからないでうろろしてしまったりは、玄関先でお客様を追い返すようなものに近いと思います。利用する町民の皆様とか、町外から来た人たちに対して、より丁寧に、よりわかりやすい環境を整えなければ、この大金町長のあいさつを実現することはできないと思います。町の顔であります、町の入り口とも言えるホームページをより一層充実させていただいて、今後の町の発展、交流人口の増加のために取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私からの質問を終わりにいたします。

議長（川上要一君） 4番、鈴木雅仁君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時03分